(同一二)三)

発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

0

 \triangleright

C

目 次

法 律

〇公職選挙法の一部を改正する法律 <u>一</u>九

〇公職選挙法の一部を改正する法律 =

報

その他告示

〇電子署名及び認証業務に関する法律 第九条第一項に規定する特定認証業 務の変更の認定に関する件

(デジタル庁・法務一、二)

=

〇公証人法第七条ノ二第一項の規定に ドミニカ共和国政府との間の書簡の よる指定の件(法務七八)

〇円借款の供与に関する日本国政府と 交換に関する件(外務一二二)

Oインドネシア 共和国 政府に対する 政 との間の書簡の交換に関する件 本国政府とインドネシア共和国政府 府安全保障能力強化支援に関する日

> 量を公表する件の一部を変更する件 業法第十五条第一項各号に掲げる数 太平洋並びにまだら北海道日本海)

(農林水産五二一)

〇保安林の指定をする件

(同五二二~五二八)

〇保安林の指定施業要件を変更する件 (同五二九)

〇海上における射撃訓練を実施する件 (防衛七七~七九)

ᄪ

○道路に関する件

(関東地方整備局一四四)

〇特定抗争指定暴力団等に係る公示事 項の一部に変更があったことの告示

(岐阜県公安委五)

〇特定抗争指定暴力団等に係る公示事 項の一部に変更があったことの告示 (愛知県公安委九)

O特定水産資源 (まさば及びごまさば 〇債務救済措置に係る関係債務の支払 に関する令和六管理年度における漁 本州日本海北部系群、まだら北海道 まだら本州太平洋北部系群、まだら 群B海域、ずわいがに北海道西部系 海系群A海域、ずわいがに日本海系 に太平洋北部系群、ずわいがに日本 びごまさば東シナ海系群、 の口上書の交換に関する件 国政府とイエメン共和国政府との間 を猶予する期間の延長に関する日本 太平洋系群、 (同一二四、 ずわいがにオホーツク海南部、 まさば対馬暖流系群及 一一五 ずわいが

〇特定抗争指定暴力団等に係る公示事 項の一部に変更があったことの告

(岡山県公安委三九)

国会事項

人事異動

内閣 公正取引委員会 長野県

諸 事 項 公公

告

引業者営業保証金取戻し関係 押収物還付公告の取消、 金融商品 取

官庁

〇特定抗争指定暴力団等に係る公示事 項の一部に変更があったことの告示 (三重県公安委八)

〇特定抗争指定暴力団等に係る公 示事 項の一部に変更があったことの告示 (京都府公安委四一)

〇特定抗争指定暴力団等に係る公示事 項の一部に変更があったことの告示 (大阪府公安委三八)

〇特定抗争指定暴力団等に係る公示事 項の一部に変更があったことの告示 (兵庫県公安委六七)

〇特定抗争指定暴力団等に係る公示事 項の一部に変更があったことの告示 (鳥取県公安委二八)

〇特定抗争指定暴力団等に係る公示事 項の一部に変更があったことの告示 (島根県公安委六)

裁判所

会社その他 相続、 特別清算、 失踪、 再生、 除権決定、 所有者不明関係 破産、免責

 \equiv

次のページに掲載されています。 本日公布された法令の「あらまし」 は

法令のあらまし

◇公職選挙法の一部を改正する法律(法律第一九 号)(総務省)

- 関する義務の新設 ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に
- ければならないこととした。 の氏名を、選挙人に見やすいように記載しな の表面に、 用ポスター及び選挙運動用ポスターには、 ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知 ポスターを使用する公職の候補者 そ 1
- 営業宣伝に係る罰則の新設 ポスター掲示場に掲示したポスターにおける ないこととした。(第一四四条の四の二関係) としての品位を損なう内容を記載してはなら の広告その他営業に関する宣伝をする等いや け若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品 くは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つ ター及び選挙運動用ポスターには、他人若し ター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポス しくもポスター掲示場に掲示されるポスター 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポス 2 統

関係) 文書図画において特定の商品の広告その他営業 金に処することとした。(第二三五条の三第二項 に関する宣伝をした者は、一〇〇万円以下の罰 ポスター掲示場に掲示したポスターその他の

3 施行期日等

- 従前の例によることとした。(附則第二項関 示され又は告示された選挙については、なお の法律の施行の日の前日までにその期日を公 され又は告示される選挙について適用し、こ は、この法律の施行の日以後その期日を公示 この法律による改正後の公職選挙法の規定
- 他の最近における選挙をめぐる状況に対応す 選挙に関するインターネット等の利用の状 公職の候補者間の公平の確保の状況その

措置が講ぜられるものとすることとした。(附 検討が加えられ、その結果に基づいて必要な るための施策の在り方については、引き続き

この法律は、

御

名

御

璽

◇公職選挙法の一部を改正する法律(法律第二○ 号)(総務省)

公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限

用することができる自動車の規格を、全ての選 挙について、乗車定員一○人以下で車両総重量 三・五トン未満とすることとした。(第 公職の候補者が主として選挙運動のために使 一四一条

することとした。(第一四三条第一項及び第一三 これに伴い、個人演説会告知用ポスターを廃止 幅四〇センチメートル以内とすることとした。 項関係) の有無にかかわらず、長さ四二センチメートル 全ての選挙について、個人演説会の告知の記載 スター(いわゆる「五号ポスター」)の規格を、 公職の候補者が選挙運動のために使用するポ

施行期日等

従前の例によることとした。(附則第二条関 示され又は告示された選挙については、なお の法律の施行の日の前日までにその期日を公 され又は告示される選挙について適用し、こ は、この法律の施行の日以後その期日を公示 この法律による改正後の公職選挙法の規定

施行期日

公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

法

律

経過した日から施行することとした。 公布の日から起算して一月を

法律第十九号

公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の・

2 第二百三十五条の三の見出し中「又は選挙公報」を「、選挙公報等」に改め、 第百六十八条第四項中「第百五十条の二」を「第百四十四条の四の二第二項」

適用区分 【号の三若しくは第五号のポスターその他の文書図画、 放送

この法律は、 令和八年 月 一日から施行す

ることとした。

3

令和七年四月二日

内閣総理大臣 石破 茂

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する

第百四十四条の四の次に次の一条を加える。

・第百四十四条の四の二 第百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第百四十三条第一項第四号の (ポスター掲示場に掲示するポスターの記載)

人に見やすいように記載しなければならない。 公職の候補者は、その責任を自覚し、第百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第百四十三

三及び第五号のポスターには、その表面に、当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、

選挙

第百四十四条の五中「前条」を「第百四十四条の四」に改める。 も当該掲示場に掲示される当該ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない 傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしく 条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を

則

を「第百四十四条の二若しくは第百四十四条の四の掲示場に掲示した第百四十三条第一項第四

同条第二項中 に改める。

|政見

政見放送」に改める

(施行期日)

この法律は、 公布の日から起算して一月を経過した日から施行する

れた選挙については、 告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示さ この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は なお従前の例による。

その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、

選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近

内閣総理大臣 総務大臣 村上誠 石破 郎 茂

官

公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

令和七年四月二日

御

名

御

内閣総理大臣

石破

茂

公職選挙法 選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。公職選挙法の一部を改正する記律

法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十条第三号の車両総重量をいう。)三・五トン未満のもの」れた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。)」を「乗車定員十人以下で車両総重量(道路運送車両は小型貨物自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三条の規定に基づき定めらは小型貨物自動車に、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車区、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては政令で定める乗用の自動車又号において同じ。)」を削り、同条第六項中「町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては政等ロ四十一条第一項第一号中「(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。以下この号及び次 に改める。

四項中「規定により選挙運動のために使用する」を削り、同条第五項中「規定により選挙運動のために使用する」を削り、「元本のでは」を削り、同条第五項中「規定により選挙運動のために使用する」を「第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により掲示することができる」を「第一項第一号の」に改め、同条第八項中「第一項の規定により掲示することができる」を「第一項第一号の」に改め、同条第八項中「規定により掲示することができる」を削り、同条第十二項とり、同条第十二項を削り、同条第十項中「規定により掲示することができる」を削り、「こえる」を「第一項第五号の」に改め、同条第十項中「規定により掲示することができる」を削り、「こえる」を「第一項第五号の」に改め、同条第十項中「規定により掲示することができる」を削り、同条第十一項を除る。)と「第一項第五号の」に改め、同条第十項中「規定により掲示することができる」を削り、同条第十一項を除る。)と「第一項第五号の」に改め、同条第十項中「規定により選挙運動のために使用する」を削り、同条第五項中「規定により選挙運動のために使用する」を削り、同条第五項中「規定により選挙運動のために使用する」を削り、同条第五項中「規定により選挙運動のために使用する」を削り、同条第五項中「規定により選挙事務所を表回項中」規定により選挙事務所を表回項中「規定により選挙運動のために使用する」を削り、同条第五項中「規定により選挙事務所を表回項中」規定により選挙事務所を表回項中 四項中「規定により選挙運動のために使用する」を削り、同条第五項中「規定により選挙事務所を表ター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用する」を「第一項第五号の」に改め、同条第9百四十三条第一項第四号の三を削り、同条第三項中「第一項第四号の三の個人演説会告知用ポス 同項の次に次の一項を加える。

11 トルを超えてはならない。 号のポスター、 5のポスター、立札及び看板の類を除く。)は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメー第一項第二号及び第四号のポスター、立札及び看板の類(屋内の演説会場内において使用する同

9 第百四十三条第十三項を次のように改める。
第一項第一号、第二号及び第四号のちようちんの類の数は、第百四十三条第八項の次に次の一項を加える。 それぞれ一に限る

いて衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては、長さ八十五センチメートル、幅六十センチ区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するもの及び衆議院比例代表選出議員の選挙にお メートル)を超えてはならない。 項第五号のポスターは、長さ四十二センチメートル、幅四十センチメートル(衆議院小選挙 2 -

個人演説会告知用ポスター(都道府県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第五号」を「第一項第五号」員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。)」を削り、同条第十五項中「第一項第四号の三の員又は参議院 当 「第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター(衆議院小選挙区選出議 に改める。

挙において候補者届出政党が使用するもの及び衆議院(比例代表選出)議員の選挙において衆議院名政党等が届け出た衆議院名簿に係る」に、掲示することができず、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該」を「衆議院名簿届出出)議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては当該」を「衆議院名簿届出第百四十四条第四項中「第百四十三条第一項第五号」を「第一項第二号」に、「衆議院(比例代表選 外のものにあつては長さ四十二センチメートル、幅三十センチメ、簿届出政党等が使用するものにあつては長さ八十五センチメートル、 のものにあつては長さ四十二センチメート 示することができない」に改める。 幅三十センチメートルを超えてはならな (ートルを超えてはならない) を「幅六十センチメートル、それ以 2 1 ω

第五号」に改め、「それぞれ」 第百四十四条の二第五項中「第百四十三条第一項第四号の三及び第五号」 を 「第百四十三条第一

項

第百四十四条の四の二中 「第百四十三条第一項第四号の三及び第五号」を 「第百四十三条第

五号」に改める。

第二百一条の四第九項中 、「第九項」を「第十一項」に改める。 「第百四十三条第六項」の下に 「及び第十三項」 を加え、「、 第四項

第一項第五号」に改める。 第二百三十五条の三第二項中「第百四十三条第一項第四号の三若しくは第五号」 を 「第百四十三条

くは第十三項」 第二百五十二条の二第一 項中 「若しくは第九項若しくは第百四十四条第四項」 を 「、 第十一項若し

(施行期日)

一条 この法律は、 令和八年一月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され 示された選挙については、 又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告 なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合に おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 (罰則に関する経過措置) なお従前の例による

前二条に定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(政令への委任)

そ の 他 告 示

内閣総理大臣

総務大臣

村上誠一 石破

茂郎

〇法 務 省告示第一号

更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。 の特定認証業務に関し、令和七年三月十三日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第九条第一項の規定に基づき、 次

令和七年四月二日

内閣総理大臣

法務大臣

鈴木 石破

馨 祐 茂

- 認定認証業務の名称 e-Probatio PS 2 サービス
- 認定認証業務を行う者の名称 NTTビジネスソリューションズ株式会社
- 認定認証業務を行う者の住所 大阪府大阪市北区大深町3番1号

〇法 務 省告示第二号

更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。 の特定認証業務に関し、令和七年三月十三日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第九条第一項の規定に基づき、 令和七年四月二日 次 変

内閣総理大臣 石破

馨 祐 茂

- 認定認証業務の名称 e-Probatio PSA サービス
- 認定認証業務を行う者の名称 NTTビジネスンジューション
- 認定認証業務を行う者の住所 大阪府大阪市北区大深町3番1号

〇法務省告示第七十八号

条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に 電磁的記録に関する事務を行わせる。 令和七年四月二日 この告示は、告示の日から効力を生ずる。 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七

○外務省告示第百二十二号 札幌法務局所属

森田 祐一

法務大臣

鈴木

馨祐

3

(3)

東京法務局所属

款の供与に関する次の書簡の交換がドミニカ共和令和六年四月十六日にサントドミンゴで、円借 国政府との間に行われた。 この交換公文は、令和七年二月二十八日に効力

令和七年四月二日

(日本側書簡

外務大臣 岩屋

毅

府の代表者とドミニカ共和国政府の代表者との間として供与される日本国の借款に関して日本国政 図をもって、両政府間の協力のための努力の一環 で最近到達した次の了解を確認する光栄を有しま カ共和国の経済の安定及び開発努力を促進する意 書簡をもって啓上いたします。本使は、 ドミニ 4

銀行との協調融資として特徴付けられる。 府に供与されることになる。借款は、米州開発 日本国の関係法令に従って、ドミニカ共和国政 を実施することを目的として、JICAにより、 統合的及び持続可能な固形廃棄物管理プログラ 下「JICA」という。)及び米州開発銀行によっ 款」という。)が、独立行政法人国際協力機構(以 ○○円)の額までの円貨による借款(以下「借 形廃棄物管理改善計画(以下「計画」という。) ムのための協調融資計画」の下での統合的な固 て作成された「サントドミンゴ首都圏における 六十六億六千万円(六、六六○、○○○、 6 5

水曜日

条件及び使用に関する手続は、この了解の範という。)に基づいて使用に供される。借款の 契約によって規律される。 囲内で、特に次の原則を含むことになる借款 の間で締結される借款契約(以下「借款契約」 借款は、ドミニカ共和国政府とJICAと 7

令和 **7** 年 **4** 月 **2** 日

- とする。 償還期間は、十年の据置期間の後二十年
- 年とする 支出期間は、 利子率は、年一・七パーセントとする。 借款契約の発効の日の後六

- (2) (環境及び社会に対する配慮を含む。)を確認 借款契約は、JICAが計画の実行可能性
- 当局の同意を得て延長することができる。 借款は、ドミニカ共和国の実施機関が調達 (1)に規定する支出期間は、 両政府の
- (1)いて行われる。 又は当該調達適格国から供給される役務につ おいて、当該調達適格国で生産される生産物 る。ただし、当該購入は、当該調達適格国に 約に基づくものを対象として使用に供され サルタントとの間で締結されることのある契 該実施機関と当該供給者、請負業者又はコン 施に必要な生産物又は役務の購入のために当 トに対して将来行う支払であって、計画の実 適格国の供給者、請負業者又はコンサルタン
- の関係当局間で合意される。 (1)に規定する調達適格国の範囲は、 両政府

(2)

(3)

- ができる。 現地通貨の需要に充てるために使用すること 借款の一部は、計画の実施のための適格な
- 作成された枠組協定に従って調達されることを 確保する。 物又は役務がJICAと米州開発銀行との間で ドミニカ共和国政府は、311に規定する生産
- な競争を妨げることのあるいかなる制限を課す 海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由 される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、 ることも差し控える。 ドミニカ共和国政府は、借款に基づいて購入 9
- 便宜を与えられる。 共和国への入国及び同国における滞在に必要な される日本国民は、作業の遂行のためドミニカ してドミニカ共和国においてその役務が必要と 3①に規定する生産物又は役務の供給に関連
- (a) ドミニカ共和国政府は、次のものを免除する。 カ共和国において課される全ての財政課徴金 る利子に対して又はそれらに関連してドミニ JICAについて、借款及びそれから生ず
- (b) ずる所得に関してドミニカ共和国において課 される全ての財政課徴金及び租税 づいて行われる生産物又は役務の供給から生 て活動する日本国の会社について、借款に基 供給者、請負業者又はコンサルタントとし

る場合には、

英語の本文によるものとします

この書簡は、ひとしく正文である日本語、

- 輸出に関してドミニカ共和国において課され施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再 て活動する日本国の会社について、計画の実 供給者、請負業者又はコンサルタントとし
- 業者又はコンサルタントとして活動する日本 国の会社から取得する個人所得に対してドミ 者について、計画の実施のため供給者、請負 金及び租税 二カ共和国において課される全ての財政課徴 る全ての関税及び関連の財政課徴金 計画の実施に従事する日本国民である被用
- 加価値税 てドミニカ共和国において課される全ての付 づいて行われる生産物又は役務の購入に関し て活動する日本国の会社について、借款に基供給者、請負業者又はコンサルタントとし
- ドミニカ共和国政府は、 次のことのために必
- (a) 借款が適正に要な措置をとる。 用されること及び軍事目的に使用されないこ とを確保すること。 借款が適正に、かつ、専ら計画のために使
- (b) び維持すること。 ミニカ共和国の一般公衆の安全を確保し、 用に当たり、計画の実施に従事する者及びド 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使 及
- され、及び使用されること並びに軍事目的に に定める目的のために適正かつ効果的に維持) 借款に基づいて建設される施設がこの了解 使用されないことを確保すること。
- 政府及びJICAに対して次のものを提供す (a) る。 ドミニカ共和国政府は、要請に応じ、日本国
- 計画の実施の進捗状況についての情報及び
- (b) 計画に関連するその他の情報
- 10 相互に協議する。 して生ずることのあるいかなる事項についても両政府は、この了解から又はこの了解に関連

が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡 提案する光栄を有します。 府が受領した日に効力を生ずるものとすることを 発生のために必要な国内手続を完了した旨のドミ 二カ共和国政府からの書面による通告を日本国政 本使は、更に、この書簡及びドミニカ共和国

イン語及び英語により作成され、解釈に相違があ スペ 1 を提案する光栄を有します 協力活動を目的とした被供与国政府による安全及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定 書簡をもって啓上いたします。

- 閣下に向かって敬意を表します 本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重 ドミニカ共和国駐在
- ドミニカ共和国外務大臣 日本国特命全権大使 木昌弘

ロベルト・アルバレス閣下

(ドミニカ共和国側書簡)

光栄を有します。 付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する 書簡をもって啓上いたします。本大臣は、 日

(日本側書簡)

を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものと がその効力発生のために必要な国内手続を完了し びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意 することに同意する光栄を有します。 た旨のドミニカ共和国政府からの書面による通告 て前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡 本大臣は、更に、ドミニカ共和国政府に代

日本語及び英語により作成され、解釈に相違が 二千二十四年四月十六日にサントドミンゴでねて閣下に向かって敬意を表します。 る場合には、 この書簡は、ひとしく正文であるスペイン語、 本大臣は、 英語の本文によるものとします。 以上を申し進めるに際し、 ここに重 あ

ドミニカ共和国外務大臣

ロベルト・アルバレス

ドミニカ共和国! 駐在

○外務省告示第百二十三号 日本国特命全権大使 高木昌弘閣下

に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政ア共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援 府との間に行われた。 令和七年一月十日にジャカルタで、インドネシ

じた。 この交換公文は、 令和七年三月七日に効力を生

令和七年四月一 日

務大臣 毅

日本側書簡

及するとともに、日本国政府に代わって次の了解れる日本国の協力に関して最近行われた討議に言保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行わ ネシア共和国(以下「被供与国」という。)の安全 供与国政府」という。)の代表者との間で、インド 政府の代表者とインドネシア共和国政府(以下 本使は、 日本 被国 官

及び必要に応じ修正される文書で定める。 府が決定する他の適当な目的のために実施され 協力のために、又は計画の範囲内において両政 執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和 計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、 供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算 いう。)の実施に寄与することを目的として、 る。計画は、両政府の関係当局間で作成され、 〇円)の贈与(以下「贈与」という。)を行う。 に従って、十億円(一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇 保障上の能力強化に係る計画(以下「計画」 ح 法

2 (1) のとする。 達適格国において生産されるものとし、役務 うために使用される。ただし、生産物は、調ため、及び計画の実施に必要な手数料を支払 互に合意する表に掲げるもの(以下それぞれ 物又は役務であって両政府の関係当局間で相 適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産 「生産物」及び「役務」という。)を購入する 贈与及びその利子は、被供与国政府により、 調達適格国の国民によって提供されるも

- (2)合意により修正されることがある。 (1)に規定する表は、両政府の関係当局間
- 3 (1) (3)の関係当局間で別途の文書により合意され 定」という。)を開設し、かつ、勘定を開設し 与国政府の名義で円普通預金勘定(以下 日の後二箇月以内に日本国にある銀行に被供 被供与国政府は、この了解の効力の生ずる (1)に規定する調達適格国の範囲は、 両政府 勘
- (2)ることがあるその他の支払を行うことに限ら 府の関係当局間で別途の文書により合意され 役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政 払い込む日本円を受領すること、生産物又は 勘定の目的は、4に規定する日本国政府が

を開設するための手続を完了した旨を書面に た日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定

より通告する。

間は、日本国政府の関係当局の決定により延長 で払い込むことにより贈与を実施する。当該期 告の受領の日から二千二十五年三月三十一日ま することができる での期間に、1に規定する金額を勘定に日本円 日本国政府は、3⑴に規定する書面による通

- 5 (1) 被供与国政府は、 次のことのために必要な
- 国政府に払い戻すこと。 すること並びに計画の完了後に残額を日本 が勘定から完全に払い出されることを確保 た日の後十二箇月以内に贈与及びその利子 るよう、両政府の関係当局間の相互の同意 る手数料の支払をいつでも行うことができ により延長されない限り、贈与が実施され 生産物又は役務の購入及び2⑴に規定す
- (b) 課徴金が被供与国の法令に従って免除されにおいて課される関税、内国税その他財政(生産物又は役務の購入に関して被供与国 ることを確保すること。

第 1436 号

贈与及びその利子の使用に当たり、 環境

(c)

- (d) の写しを添付の上、日本国政府が受け入れ引についての契約書、証書類その他の文書について、日本国政府に対し、関連する取 ることができる形式の書面による報告を遅 要請があった場合には、勘定に関する取引 完全に使用された場合又は日本国政府からの購入及び2⑴に規定する手数料の支払に 及び社会に妥当な考慮を払うこと。 滞なく行うこと。 贈与及びその利子が生産物若しくは役務
- (f) 及び使用されることを確保すること。 的及び原則に適合する方法で、維持され、 正かつ効果的に、並びに国際連合憲章の目 ら計画の実施を目的とする活動のために適 産物又は役務が、被供与国政府により、専 友好関係の促進及び強化を考慮しつつ、生 日本国と被供与国との間の多年にわたる
- (g) 両政府の関係当局間で決定される者以外の 事前の同意を得ないで、生産物又は役務が の規定を適用するほか、日本国政府の ないで、生産物又は役務が被供与国政府以)日本国政府の書面による事前の同意を得 うにすること。 被供与国政府に属する者に移転されないよ 外の者に移転されないようにすること。
- (h) 用地の整地を行うこと。 計画の実施に必要な土地を確保し、 及び
- (j) (i) の他の付随的な諸施設を提供すること。 被供与国における生産物の速やかな積卸 計画の実施に必要な配電、給水、 通関及び国内輸送を確保すること。 排水そ
- (k) 者の安全を確保すること 被供与国において計画の実施に従事する

- (1) な便宜を与えること への入国及び被供与国における滞在に必要人に対し、その作業の遂行のため被供与国 務が必要とされる日本国又は第三国の自然 生産物又は役務の供給に関連してその役
- びその利子によって負担されるものを除、計画の実施に必要な全ての経費(贈与及 く。)を負担すること
- に関する最終報告書を提出すること。 計画の完了後、日本国政府に対して計画
- 及びその利子並びに生産物又は役務に関する 被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与 に保護すること。
- いかなる制限を課することも差し控える。間の公正かつ自由な競争を妨げることがある 上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の 被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海
- 措置(生産物又は役務に関する必要な情報のする情報の開示のために協力し、及び必要な 提供及び現場への立入りの許可を含む。)をと を確認するためのモニタリング及び計画に関 定に従って使用されているかどうかを含む。)又は役務の状況(生産物又は役務が⑴eの規)、被供与国政府は、日本国政府が行う生産物
- 7 6 り合意される手続細目に従って実施される。 この了解は、両政府の関係当局間の協議によ
- 8 相互に協議する。 して生ずることがあるいかなる事項についても には、適当な期間内に是正措置をとる。 両政府は、この了解から又はこの了解に関連

府からの書面による通告を日本国政府が受領した 府間の合意を構成し、その合意がその効力発生の を有します。 日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄 ために必要な国内手続を完了した旨の被供与国政 わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政

に向かって敬意を表します。

インドネシア共和国駐 日本国特命全権大使 正木靖

生産物又は役務に関する秘密情報を適切

必要な情報を提供する。

るものとし、そのような行為が発見された場合 を禁止し、及び防止するために必要な措置をと 被供与国政府は、この了解に適合しない行為

本使は、更に、この書簡及び被供与国政府に代

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官

一千二十五年一月十日にジャカルタで

インドネシア共和 国防省防衛戦力総局長 ヘンドリクス・ハリス・

栄を有します。 けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付 書簡をもって啓上いたします。(訳文)

(インドネシア共和国側書簡)

ハリヤント殿

(日本側書簡)

た旨のインドネシア共和国政府からの書面によるがその効力発生のために必要な国内手続を完了し に向かって敬意を表します。 びこの返簡が両政府間の合意を構成し、 のとすることに同意する光栄を有します。 通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるも て前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及 本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下 本官は、更に、インドネシア共和国政府に代 その合意

一千二十五年一月十日にジャカルタで インドネシア共和国

国防省防衛戦力総局長

ヘンドリクス・ハリス・

インドネシア共和国駐在 ハリヤント

○外務省告示第百二十四号 日本国特命全権大使 正木靖閣下

関係債務の支払を猶予する期間が令和三年六月三 従ってとられることになった債務救済措置に係る との間の令和四年五月十八日付けの交換公文に 方式)に関する日本国政府とイエメン共和国政府 国際協力機構関係の債務救済措置(債務支払猶予 令和七年四月二日ン共和国政府との間に行われた。 十日まで延長される旨の口上書の交換が、 令和四年十一月九日にリヤドで、 独立行政法 イエ

外務大臣 岩屋

される旨の口上書の交換が、イエメン共和国政府延長された)が令和三年十二月三十一日まで延長 関係債務の支払を猶予する期間(令和四年十一月 従ってとられることになった債務救済措置に係る との間の令和四年五月十八日付けの交換公文に 国際協力機構関係の債務救済措置(債務支払猶予 ○外務省告示第百二十五号 との間に行われた。 九日付けの口上書により令和三年六月三十日まで 方式)に関する日本国政府とイエメン共和国政府 令和四年十一月九日にリヤドで、 独立行政法人

外務大臣 岩屋

令和七年四月二日

毅

官

〇農林水産省告示第五百二十一号

まさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海 林水産省告示第千百号(特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びご 同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。 度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件)の一部を次のように変更したので、 まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海)に関する令和六管理年 系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十五条第六項の規定に基づき、令和六年六月四日農

応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対 令和七年四月二日 農林水産大臣 江藤 拓

後

农

严

管理年度(令和6年7月1日から令和7年6 洋並びにまだら北海道日本海に関する令和6 だら本州日本海北部系群、まだら北海道太平 ツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、ま 群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ず げる数量は、次のとおりとする。 わいがに北海道西部系群、ずわいがにオホー いがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系 馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわ 月30日までの期間をいう。) における漁業法 (以下「法」という。)第15条第1項各号に掲 まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対 洋並びにまだら北海道日本海に関する令和6 だら本州日本海北部系群、まだら北海道太平 げる数量は、次のとおりとする。 月30日までの期間をいう。) における漁業法 管理年度(令和6年7月1日から令和7年6 ツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、 わいがに北海道西部系群、ずわいがにオホー 群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、 いがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系 馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわ (以下「法」という。)第15条第1項各号に掲 まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対

ナ海系群 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シ

絶二

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シ

漁獲可能量(法第15条第1項第1号関

漁獲可能量(法第15条第1項第1号関

第三~第十一 236,700トン

(器)

〇農林水産省告示第五百二十二号

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 令和七年四月二日 次のように保安林

大字押方字轟山四二四一の 保安林の所在場所 農林水産大臣 宮崎県西臼杵郡高千穂町 江藤 拓

指定の目的

水源の涵養

219,900トン

指定施業要件

第三~第十一 [] [] (器) (思

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮

〇農林水産省告示第五百二十三号

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

令和七年四月二日

二(以上二筆について次の図に示す部分に限 大字三ヶ所字奈良津五二二九の一・五二二九の 保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町 農林水産大臣 拓

指定施業要件

主伐に係る伐採種は、定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の 当該立木の所在する市町村に係る市町

3 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

に備え置いて縦覧に供する。) 及び樹種次のとおりとする。

〇農林水産省告示第五百二十四号

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第

令和七年四月二日

保安林の所在場所 宮崎県延岡市神戸町四

水源の涵養

次のように保安林

る。)、五二二九の一〇

指定の目的 水源の涵養

911

Фļ

立木の伐採の方法

主伐として伐採をすることができる立木

ものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

の図面及び関係書類を宮崎県庁及び五ヶ瀬町役場 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 そ

農林水産大臣 江藤 拓

一二 指定の目的

| 三 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない

ものとする。 は、当該立木の所在する市町村に係る市町 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の 主伐として伐採をすることができる立木

二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種次のとおりとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮

〇農林水産省告示第五百二十五号

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

農林水産大臣

江藤

令和七年四月二日

の一八(次の図に示す部分に限る。) 大字岩戸字向土路久三六一六の一七、 保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡高千穂町 水源の涵養 三六一六

指定の目的

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木

二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

の図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場 に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 及び樹種 次のとおりとする。

〇農林水産省告示第五百二十六号

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、次のように保安林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

令和七年四月二日

農林水産大臣 江藤

拓

ものとする。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の

る。)

大字岩戸字渡内五四七〇 保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡高千穂町 指定の目的 水源の涵養

立木の伐採の方法

は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木 主伐に係る伐採種は、定めない。

及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮

〇農林水産省告示第五百二十七号

の指定をする。 一十五条第一項の規定により、 令和七年四月二日 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 次のように保安林 第

3

八五、八六、八八の一、九〇、九三、九五、九 の二、一九五、字中島二〇八の一、二〇八の三、 字上道二、六、八、一八、一九、七五、一四六、一二三の一、一二三の二、一二三の四、二二四、 の一、七四、七七、七八、八〇から八二まで、 九、一一〇、一一四、一一七から一二二まで、 内字霞田二〇、字除野一、二、四、五二、七二 一六〇、一六一、一六九の二、一七五、一八九 保安林の所在場所 秋田県仙北市西木町桧木 一〇二から一〇七まで、一〇八の二、一〇 農林水産大臣 江藤 拓 場に備え置いて縦覧に供する。)

官

字中里二二九、二四五 指定施業要件 指定の目的 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐として伐採をすることができる立木 主伐に係る伐採種は、定めない。

田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供す 「次のとおり」は、省略し、 3 及び樹種 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 次のとおりとする。 その関係書類を秋

ものとする。

│○農林水産省告示第五百二十八号 二十五条第一項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

の指定をする。

令和七年四月二日

保安林の所在場所 愛媛県上浮穴郡久万高原 農林水産大臣 江藤 拓

町柳井川字稲村八五八八、八五八九の二 指定の目的 土砂の流出の防備

1 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、 択伐によ

筆について次の図に示す部分に限る。) 採種を定めない。 その他の森林については、主伐に係る伐 字稲村八五八八・八五八九の二(以上二

区

2

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 ものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 主伐として伐採をすることができる立木

の図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ 及び樹種次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

〇農林水産省告示第五百二十九号

指定施業要件を変更する。 三十三条の二の規定により、次のように保安林の森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 令和七年四月二日 そ実

> の 施

、五三七二の三、五三七二の二八、 広島県庄原市西城町八鳥字内京五三七二の指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 一、西城町大屋字馬酔七三五の 農林水産大臣 五三七三 拓

保安林として指定された目的 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法 水源の涵養

2 主伐として伐採をすることができる立木 主伐に係る伐採種は、定めない。

3 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

日

次のように保安林 及び樹種、次のとおりとする。

島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供す (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。 令和七年四月二日

令和七年四月七日、同月八日及び同月 十二日(予備、同月九日) 防衛大臣 中谷 元

日

時 〇〇から二一〇〇まで の毎日〇七

域 四〇メートル以下までの間 びにその上空で海面から高度一五、

(1) 北緯三七度〇〇分一一秒 北緯三七度二二分一一秒

(ウ) 北緯三七度〇二分一一秒

区

日

艦 船舶等が存在しないことを確認しな 存在しないこと、また、射撃海面に 射撃訓練は、前記区域に航空機が

実施中は、 実施艦に 「B」旗を掲

測地系の数値である。

○防衛省告示第七十八号

令和七年四月二日 海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

時 同月九日) 令和七年四月七日及び同月八日(予備 の毎日〇八〇〇から一七〇

○まで

〇防衛省告示第七十七号

そ実

の施

他

地点を結んだ線により囲まれる海面並 若狭湾北方の次の穴から口までの四 点を順次結んだ線並びに汀及び江の二

東経一三四度五九分五〇秒 東経一三五度三九分四九秒

北緯三六度四〇分一一秒 東経一三五度三九分四九秒

自衛艦九隻 東経一三四度五九分五〇秒

がら実施する

三前記区域の各点の経緯度は、 揚する 世 界

そ 実

の 他 艦

施

元

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期 間 区 域 五島列島南方の次の経緯度線により囲 まれる海面及びその上空で海面から高

北緯三一度四七分一二秒 北緯三二度二〇分一二秒

度九、一四四メートル以下までの間

東経一二八度四五分五二秒

衛艦九隻 東経一二九度〇九分五二秒

がら実施する。 船舶等が存在しないことを確認しな 存在しないこと、また、射撃海面に 射撃訓練は、前記区域に航空機が

二実施中は、 揚する。 実施艦に 「B」旗を掲

○防衛省告示第七十九号 三前記区域の経緯度は、 の数値である 世界測地系

令和七年四月二日 時 令和七年四月十三日の○六○○から二 〇〇〇まで 防衛大臣 中谷 元

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

域 沖縄島東方の次の穴から口までの四 八〇メートル以下までの間 びにその上空で海面から高度三〇、 地点を結んだ線により囲まれる海面並 点を順次結んだ線並びにア及び口の二 0 地

(1) 北緯二六度二三分一四秒 東経一二八度一九分五三秒

東経一二九度〇九分五二秒 北緯二七度○六分一四秒 北緯二七度○六分一四秒

東経一三〇度五九分五二秒

東経一三〇度五九分五二秒 北緯二六度一〇分一五秒

自衛艦十三隻 がら実施する。 船舶等が存在しないことを確認しな 存在しないこと、また、射撃海面に 射撃訓練は、前記区域に航空機が

二実施中は、 実施艦に В 旗を掲 世界

三前記区域の各点の経緯度は、 測地系の数値である

一か牛 まら大 で土地

浦市中字竹:遠山町字馬-

前

○関東地方整備局告示第百四十四号

規定に基づき、告示する。 次のように道路の区域を変更したので、 その関係図面は、令和七年四月一 一日から二週間 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 般の縦覧に供する。 第十八条第一項

令和七年四月二日

関東地方整備局長

岩﨑

福久

道路の種類 路線名 六号

一般国道

(≡) (二) (→)

道路の区域

間

ガノ下二六六番
内一〇三番六 後変別更 敷

> 地 の

幅 員 延

備

考

長

○・○○~一八三・一○○ メートル 一一 五二・ 二七五 三五 二二 二二 二二 ル う。 敷地の区分をい 関係図面に表示す

後 ВА ВА ○·○○~一八六·○○

〇岐阜県公安委員会告示第五号四 図面縦覧場所 関東地方整 関東地方整備局及び同局常総国道事務所

る同条第一項の規定による指定の期限の延長によ 法律第七十七号)第十五条の二第二項の規定によ よる不当な行為の防止等に関する法律(平成三年 次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員に 公示事項の一部に変更があったので、同条第

より、 令 和七年四月二日 次のとおり告示する。 八項において準用する同法第七条第四項の規定に

官

特定抗争指定暴力団等 岐阜県公安委員会委員長 林 正子

第一号一に係る特定抗争指定暴力団等 令和 二年一月七日岐阜県公安委員会告示 **采**

代目山口組)

変更前

指定の期限 令和七年四月六日まで

変更後 指定の期限 令和七年七月六日まで

特定抗争指定暴力団等 令和 一年一月七日岐阜県公安委員会告示 神

戸山口組) 第一号二に係る特定抗争指定暴力団等

変更前

指定の期 限 令 和七年四月六日まで

変更後 指定の期限 令和七年七月六日まで

〇愛知県公安委員会告示第九号

る同条第一項の規定による指定の期限の延長によ | 法律第七十七号)第十五条の二第二項の規定によ 八項において準用する同法第七条第四項の規定に り、 よる不当な行為の防止等に関する法律(平成三年 より、次のとおり告示する。 次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員に 公示事項の一部に変更があったので、 同条第

令和七年四月二日 特定抗争指定暴力団等 愛知県公安委員会委員長 藤森 利 雄

代目山 第一号一に係る特定抗争指定暴力団等 令和二年一月七日愛知県公安委員会告示 [口組) (六

変更前

変更後 指定の期限 令和七年四月六日まで

特定抗争指定暴力団 指定の期限 令和七年七月六日まで

第一号二に係る特定抗争指定暴力団等 山口組) 令和 年一 月七日愛知県公安委員会告示 神

変更前

変更後 指定の期限 令和七年四月六日まで

指定の期限

令和七年七月六日まで

〇三重県公安委員会告示第八号

八項において準用する同法第七条第四項の規定に り、公示事項の一部に変更があったので、同条第 る同条第一項の規定による指定の期限の延長によ 法律第七十七号)第十五条の二第二項の規定によ よる不当な行為の防止等に関する法律(平成三年 次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員に 次のとおり告示する

令和七年四月二日

特定抗争指定暴力団等 三重県公安委員会委員長 志田 幸雄

等 (六代目山口組) 第百四十一号一に係る特定抗争指定暴力団令和二年一月七日三重県公安委員会告示

変更前

変更後 指定の期限 令和七年四月六日まで

特定抗争指定暴力団等 指定の期限 令和七年七月六日まで

_

第百四十一号二に係る特定抗争指定暴力団令和二年一月七日三重県公安委員会告示 等 (神戸山口組)

変更前 指定の期限

変更後 指定の期限 令和七年七月六日まで

令和七年四月六日

まで

〇京都府公安委員会告示第四十一号

る同条第一項の規定による指定の期限の延長によ り、公示事項の一部に変更があったので、同条第 よる不当な行為の防止等に関する法律(平成三年 八項において準用する同法第七条第四項の規定に 法律第七十七号)第十五条の二第二項の規定によ 次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員に 次のとおり告示する。

令和七年四月二日 特定抗争指定暴力団等 京都府公安委員会委員長 在田 正秀

代目山口組) 第三号一に係る特定抗争指定暴力団等(六 令和二年一月七日京都府公安委員会告示

変更前 指定の期限 令和七年四月六日 こまで

特定抗争指定暴力団等 指定の期限 令和七年七月六日まで

第三号二に係る特定抗争指定暴力団等(神

令和二年一月七日京都府公安委員会告示

山口組)

変更前変更前 令和七年四月六日まで

指定の期限 令和七年七月六日まで

〇大阪府公安委員会告示第三十八号

よる不当な行為の防止等に関する法律(平成三年 り、公示事項の一部に変更があったので、同条第 る同条第一項の規定による指定の期限の延長によ より、次のとおり告示する。 八項において準用する同法第七条第四項の規定に 法律第七十七号)第十五条の二第二項の規定によ 次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員に

令和七年四月二日

特定抗争指定暴力団等 大阪府公安委員会委員長 辻内 宏治

代目山口 第二号一に係る特定抗争指定暴力団等 完一号一に係る特定抗争指定暴力団等(六令和二年一月七日大阪府公安委員会告示

変更前

変更後 指定の期限 令和七年四月六日まで

特定抗争指定暴力団等 指定の期限 令和七年七月六日まで

変更前 戸山口組) 第二号二に係る特定抗争指定暴力団等 令和二年一月七日大阪府公安委員会告 (神 行

変更後 指定の期限 令和七年四月六日まで

〇兵庫県公安委員会告示第六十七号 指定の期限 令和七年七月六日まで

り、公示事項の一部に変更があったので、同条第 る同条第一項の規定による指定の期限の延長によ よる不当な行為の防止等に関する法律(平成三年 より、次のとおり告示する。 八項において準用する同法第七条第四項の規定に 法律第七十七号)第十五条の二第二項の規定によ 次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員に

令和七年四月二日 特定抗争指定暴力団等 兵庫県公安委員会委員長 澤田

代目山 第二号一に係る特定抗争指定暴力団等 二号一に係る特定抗争指定暴力団等(六令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示

変更後 変更前 指定の期限 令和七年四 月六日まで

指定の期限 令和七年七月六日まで 令和七年四月二日

島根県公安委員会委員長

藤田

和雄

特定抗争指定暴力団等 戸山口組) 第二号二に係る特定抗争指定暴力団等 2二号二に係る特定抗争指定暴力団等(神令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示

変更前

指定の期限 令和七年四月六日まで

指定の期限 令和七年七月六日まで

○鳥取県公安委員会告示第二十八号

よる不当な行為の防止等に関する法律(平成三年 る同条第一項の規定による指定の期限の延長によ 法律第七十七号)第十五条の二第二項の規定によ 八項において準用する同法第七条第四項の規定に 令和七年四月二日 次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員に 公示事項の一部に変更があったので、同条第 次のとおり告示する。

特定抗争指定暴力団等 鳥取県公安委員会委員長 勝部 芳子

第六十五号一に係る特定抗争指定暴力団等 (六代目山口組) 令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示

変更前

指定の期限 令和七年四月六日まで

官

特定抗争指定暴力団等 指定の期限 令和七年七月六日まで

第六十五号二に係る特定抗争指定暴力団等 (神戸山口組) 令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示

変更前 指定の期限

令和七年四月六日まで

指定の期限 令和七年七月六日まで

○島根県公安委員会告示第六号

令和 **7** 年 **4** 月 **2** 日

よる不当な行為の防止等に関する法律(平成三年 る同条第一項の規定による指定の期限の延長によ 法律第七十七号)第十五条の二第二項の規定によ 八項において準用する同法第七条第四項の規定に り、公示事項の一部に変更があったので、 次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員に 次のとおり告示する。 同条第

特定抗争指定暴力団等

変更前

指定の期限 令和七年四月六日まで

指定の期限 令和七年七月六日まで

(神戸山口組)

〇岡山県公安委員会告示第三十九号

法律第七十七号)第十五条の二第二項の規定によ よる不当な行為の防止等に関する法律(平成三年 八項において準用する同法第七条第四項の規定に る同条第一項の規定による指定の期限の延長によ より、次のとおり告示する。 次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員に 公示事項の一部に変更があったので、同条第

令和七年四月二日

岡山県公安委員会委員長 内田 通子

第九十九号一に係る特定抗争指定暴力団等

指定の期限 令和七年四月六日まで

特定抗争指定暴力団等 指定の期限 令和七年七月六日まで

変更後 指定の期限 令和七年四月六日まで

指定の期限 令和七年七月六日まで

令和七年度一般会計予算

第七十六号一に係る特定抗争指定暴力団等 (六代目山口組)

特定抗争指定暴力団等

第七十六号二に係る特定抗争指定暴力団等 令和二年七月七日島根県公安委員会告示

指定の期限 令和七年四月六日まで

指定の期限 令和七年七月六日まで

特定抗争指定暴力団等

(六代目山口組) 令和二年七月七日岡山県公安委員会告示

第九十九号二に係る特定抗争指定暴力団等 (神戸山口組 令和二年七月七日岡山県公安委員会告示

令和二年七月七日島根県公安委員会告示

予算送付及び通知

衆 議

院

内閣に送付し、その旨参議院に通知した。 令和七年度一般会計予算 三月三十一日国会において議決した次の予算を

予算送付通知書受領

決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受 三月三十一日参議院議長から、 国会において議

令和七年度特別会計予算

令和七年度政府関係機関予算

法律公布奏上通知書受領

を奏上した旨の通知書を受領した。 三月三十一日参議院議長から、次の法律の公布

山村振興法の一部を改正する法律 棚田地域振興法の一部を改正する法律 土地改良法等の一部を改正する法律

を改正する法律 大学等における修学の支援に関する法律の 一部

所得税法等の一部を改正する法律

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律 の一部を改正する法律 関税定率法等の一部を改正する法律

り事業の推進に関する法律の一部を改正する法 地域人口の急減に対処するための特定地域づく 地方交付税法等の一部を改正する法律

回付議案受領 部を改正する法律

は次のとおりである。 三月三十一日参議院から回付された内閣提出案

議案通知 令和七年度一般会計予算

対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知し 三月三十一日次の内閣提出案(参議院回付)に

議案通知書受領

玉

会 事 項

決した旨の通知書を受領した。 三月三十一日参議院から、次の本院提出案を可

り事業の推進に関する法律の一部を改正する法 地域人口の急減に対処するための特定地域づく 山村振興法の一部を改正する法律案 棚田地域振興法の一部を改正する法律案

出案を可決した旨の通知書を受領した。 又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提

令和七年度特別会計予算

令和七年度政府関係機関予算

を改正する法律案 所得税法等の一部を改正する法律案 大学等における修学の支援に関する法律の 土地改良法等の一部を改正する法律案 部

部を改正する法律案 地方交付税法等の一部を改正する法律案 の一部を改正する法律案 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律 関税定率法等の一部を改正する法律案 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一

十一日、本院は次の弔詞を贈った。 西績介君が一月二十四日死去されたので、 かつて永年在職議員として表彰された元議員中 三月三

し つつしんで弔詞をささげます の要職につき また国務大臣の重任にあたられ 委員長 沖縄及び北方問題に関する特別委員長 をもってその功労を表彰され さきに農林水産 衆議院は 多年憲政のために尽力し 特に院議 た従三位旭日大綬章 中西績介君の長逝を哀悼

議事日程

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の

議事日程 第十二号 四月一日の議事日程は次のとおり。

令和七年四月一日 午後一時開議 (火曜日)

(内閣提出) の趣旨説明 災害対策基本法等の一部を改正する法律案

辞令

(庶務部電気施設課長)

願により本職を免ずる (三月三十一日) 寺田 稔

議案回

四 月 日

議案付託 (火曜日) 午後四 時 本会議

法律の一部を改正する法律案(閣法第四七号) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する

案を委員会に付託した。 放送法第七十条第二項の規定に基づき、 承認を

議院に回付した。 令和七年度一般会計予算 三月三十 一日衆議院送付の次の内閣提出案を衆

出案を可決した旨衆議院に通知した。 三月三十一日本院は、衆議院送付の次の内閣提

官

議決通知

令和七年度政府関係機関予算 令和七年度特別会計予算 土地改良法等の一部を改正する法律案

大学等における修学の支援に関する法律の

部

所得税法等の一部を改正する法律案 を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律 一部を改正する法律案

また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決し 部を改正する法律案 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の 地方交付税法等の一部を改正する法律案

た旨衆議院に通知した。 り事業の推進に関する法律の一部を改正する法 地域人口の急減に対処するための特定地域づく 棚田地域振興法の一部を改正する法律案 村振興法の一部を改正する法律案

参 議

院

三月三十一 日議長は、 次の内閣提出案を委員会

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出 内閣委員会に付託

求めるの件(閣承認第一号)

法律案 (閣法第二三号) 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する 総務委員会に付託

外交防衛委員会に付託

報告書提出

三月三十一日委員長から次の報告書を提出

所得税法等の一部を改正する法律案 (閣法第一を改正する法律案 (閣法第八号)審査報告書大学等における修学の支援に関する法律の一部 号)審査報告書 係機関予算審查報告書

り事業の推進に関する法律の一部を改正する法地域人口の急減に対処するための特定地域づく第三号)審査報告書地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法

関税定率法等の一部を改正する法律案

令和七年度政府関係機関予算

令和七年度一般会計予算た旨の通知書を受領した。 内閣提出案は、同院において本院の修正に同意し三月三十一日衆議院から、本院の回付した次の

送付した旨の通知書を受領した。 また、同日衆議院議長から、

三月三十一日次の質問主意書を内閣に転送し質問主意書転送

千葉県知事選挙の候補者であった立花孝志氏に と総務省の対応の適切性に関する質問主意書 フジ・メディア・ホールディングスの外資比率 (浜田聡提出) (第六八号)

性に関する質問主意書(浜田聡提出)(第六九号)対する傷害事件発生時の警察の現場対応の妥当 住の実態に関する質問主意書(神谷宗幣提出) (第七〇号) 「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移

問主意書 (神谷宗幣提出) (第七一号) デジタル・ポジティブ・アクションに関する質

令和七年度特別会計予算及び令和七年度政府関令和七年度一般会計予算審査報告書

告書の一部を改正する法律案(閣法第二号)審査報の一部を改正する法律案(閣法第二号)審査報

部を改正する法律案(閣法第一〇号)審査報告戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一律案(衆第一七号)審査報告書

(閣法第

書 六号)審査報告書

予算送付及び通知 三月三十一日国会において議決した次の予算を 一年の日本議院に通知した。 一年の日本議院に通知した。 一年の日本議院に通知した。

令和七年度一般会計予算 次の予算を内閣に

程は、

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程 参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規 部を改正する法律

三十一日議決)の一部を次のように改正する。 参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月 参議院事務局職員定員規程の一部を改正す

この規程は、 一千二百十二 人 令和七年四月一日から施行する。 を「千二百十三人」に改める。

国立国会図書館

辞令

調査室主任) 、調査及び立法考査局国土交通 専門調査員 国立国会図書館 内田

(調査及び立法考査局文教科学

竜雄

願により国立国会図書館専門調査員を免ずる 通) (三月三十一日) 技術調査室主任) 同 ローラーミカ (各

、調査及び立法考査局総合調査

調査及び立法考査局総合調査室主任を命ずる 室付) 国立国会図書館専門調 田 洋

(調査及び立法考査局憲法調査 室主任・政治議会調査室主任

調査及び立法考査局政治議会調査室主任を命ずる 同 小林 公夫 総務部副部長を命ずる

法律公布奏上及び通 三月三十一日次の法律の公布を奏上し、

その旨

調査室主任)同

奥山

調査及び立法考査局財政金融調査室主任を命ずる

(調査及び立法考査局経済産業

(調査及び立法考査局総合調査

調査及び立法考査局経済産業調査室主任を命ずる

山

勉

(電子情報部長) 国立国会図書

克尚

衆議院に通知した。 を改正する法律 大学等における修学の支援に関する法律の 山村振興法の一部を改正する法律 棚田地域振興法の一部を改正する法律 土地改良法等の一部を改正する法律 一部

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律 の一部を改正する法律 関税定率法等の一部を改正する法律 所得税法等の一部を改正する法律

調査及び立法考査局文教科学技術調査室主任を命

国立国会図書館専門調査員に任命する

り事業の推進に関する法律の一部を改正する法 地域人口の急減に対処するための特定地域づく 地方交付税法等の一部を改正する法律

調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる

海

美

厚志

情報調査室主任) 国立国会図(調査及び立法考査局海外立法

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一律 ずる 調査及び立法考査局海外立法情報調査室主任を命 (調査及び立法考査局海外立法

三月三十一日次のとおり議決された。 調査及び立法考査局国土交通調査室主任を命ずる国立国会図書館専門調査員に任命する

調査及び立法考査局憲法調査室主任を命ずる国立国会図書館専門調査員に任命する 佐々木弘通

館参事 (総務部副部長) 国立国会図 本 和

電子情報部長を命ずる国立国会図書館司書に任命する 彦

(総務部副部長・会計課長事 務 田 中 智子

総務部総務課長事務取扱を命ずる 総務部会計課長事務取扱を解く

総務部総務課長事務取扱を解く (総務部副部長・総務課長事務 Ш 西 晶大

総務部企画課長事務取扱を命ずる (利用者サービス部付司書監 国会図書館司書 サービス企画課長兼務) 国立

小熊 美幸

総務部会計課長事務取扱を命ずる 国立国会図書館参事に任命する 総務部副部長を命ずる (調査及び立法考査局社会労働 調査室付主幹)国立国会図書

国立国会図書館参事に任命する 恩田 裕之

国立国会図書館参事に任命する 国立国会図書館調査員に任命する 総務部支部図書館・協力課長を命ずる 利用者サービス部付を命ずる 国立国会図書館司書に任命する 国立国会図書館参事に任命する 利用者サービス部サービス企画課長事務取扱を命 主任司書兼務を命ずる 総務部付を命ずる 電子情報部副部長を命ずる 国立国会図書館司書に任命する 収集書誌部副部長を命ずる 国立国会図書館司書に任命する 主任司書を命ずる 総務部管理課長を命ずる 利用者サービス部副部長を命ずる 司書監を命ずる 収集書誌部収集・書誌調整課長事務取扱を命ずる 調査及び立法考査局海外立法情報調査室付を命ず 調査及び立法考査局国会分館長事務取扱を命ずる 調査及び立法考査局付を命ずる 主幹を命ずる 関西館付を命ずる (調査及び立法考査局議会官庁 (総務部付主任参事) (電子情報部電子情報企画課長) (総務部副部長・人事課長事務 (収集書誌部収集・書誌調整課 (利用者サービス部副部長) 図書館参事 (収集書誌部付主任司書) 取扱)同 (総務部副部長・支部図書館・ (調査及び立法考査局総合調査 立国会図書館司書 国会図書館司書 図書館参事 資料課長) 協力課長事務取扱)国立国会 室付主幹) 同 国立国会図書館調 国立国会図書館調 国立国会 国立 玉 関根 伊東 石井 小柏 **兼**松 河合 野 大柴 立松真希子 美穂 俊行 敦子 忠彦 芳之 美穂 良輔 貴弘 利用者サービス部図書館資料整備課長を命ずる 関西館電子図書館課長を命ずる 収集書誌部付を命ずる 調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる 国立国会図書館司書に任命する 国立国会図書館司書に任命する 調査及び立法考査局議会官庁資料課長を命ずる を命ずる 調査及び立法考査局調査企画課連携協力室長兼務 国立国会図書館調査員に任命する 関西館付を命ずる 調査及び立法考査局国土交通課長を命ずる 国立国会図書館調査員に任命する 調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる 主任調査員を命ずる 総務部人事課長を命ずる 国立国会図書館参事に任命する 電子情報部電子情報企画課長を命ずる 主任司書を命ずる 主任司書を命ずる 調査及び立法考査局行政法務課長を命ずる 主任調査員を命ずる (調査及び立法考査局経済産業 (調査及び立法考査局国会分館 (国際子ども図書館資料情報課 (調査及び立法考査局国会レ (調査及び立法考査局憲法調査 (利用者サービス部複写課長) (総務部管理課長) 国立国会図 (総務部企画課長) (関西館収集整理課長) (調査及び立法考査局行政法務 課長)国立国会図書館調査員 (利用者サービス部図書館資料 書館参事 会図書館司書 長)国立国会図書館調査員 長) 国立国会図書館司書 ファレンス課長) 室付主任調査員) 国立国会図 国立国会図書館司書 課長)国立国会図書館調査員 書館参事 整備課長)国立国会図書館司 国立国会図 国立国 笹子 苅込 髙品 前田 清水 小坂 小澤 阿部 小笠原美喜 ΙİŲ 田 盛也 弘太 崇夫 照彰 直俊 悦子 正成 透 泰 昌 主任参事を命ずる 関西館収集整理課長を命ずる 収集書誌部逐次刊行物・特別資料課長を命ずる国立国会図書館司書に任命する る 調査及び立法考査局経済産業課長を命ずる 総務部付を命ずる 調査及び立法考査局憲法調査室付を命ずる 主任参事を命ずる 国立国会図書館参事に任命する 調査及び立法考査局国会レファレンス課長を命ず 利用者サービス部複写課長を命ずる 国立国会図書館司書に任命する 調査及び立法考査局調査企画課連携協力室長兼務 総務部人事課厚生室長兼務を命ずる 主任参事を命ずる 国立国会図書館参事に任命する 玉 主任調査員を命ずる 総務部付を命ずる 総務部付を命ずる |際子ども図書館資料情報課長を命ずる (総務部総務課課長補佐) (調査及び立法考査局国土交通 (総務部付主任参事・人事課厚 (利用者サービス部複写課課長 (調査及び立法考査局総合調査 (調査及び立法考査局国会レ (調査及び立法考査局経済産業 国会図書館参事 (関西館付主任司書) 国立国会 (総務部付主任参事) 国立国会 (収集書誌部逐次刊行物・特別 課主查)国立国会図書館調査 補佐) 課長)国立国会図書館調査員 生室長兼務) 室付主任調査員・調査企画課 国会図書館調査員 資料課長)国立国会図書館司 図書館司書 連携協力室長兼務)同 ファレンス課課長補佐) 同 国立国会図書館

> (総務部人事課課長補佐) 国会図書館参事 国立

安田

隆子

主任参事を命ずる 総務部付を命ずる(以上四月 日

水戸部由美

事 異 動

国立

松本

裕子

内 閣

○経済産業大臣臨時代理

国務大臣に指定する 条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う

田中

敏

府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機内閣府特命担当大臣武藤容治海外出張不在中内閣 規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国 経済産業大臣武藤容治帰朝につき内閣法第十条の 大臣としての指定を解く ○経済産業大臣臨時代理解職 構)事務代理を命ずる(以上三月二十九日) 実 実 務

内閣府特命担当大臣武藤容治帰朝につき内閣府特 (大津地方裁判所判事補)願に依り本官を免ずる(各通) 事務代理を免ずる(以上三月) 命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構) 内閣総理大臣補佐官 文部科学大臣秘書官 二十旦 小 矢泉 田 佑 稚介子 実

奥田

倫子

梶

樋 口

早苗

(東京簡易裁判所判事) 簡易裁 判事 橋 唯

津

田 深雪

(浜松簡易裁判所判事) 寺尾 佐藤 英明 雅史

(名護簡易裁判所判事) (釜石簡易裁判所判事) (大阪簡易裁判所判事) 同同同同 藤木 安藤 憲 正人 樹 義裕

松井

俊

願に依り本官を免ずる(各通) 易裁判所判事)判事兼簡易裁(静岡家庭裁判所判事·静岡簡

国 <u>寸</u>.

藤本

守

判所判事

(東京高等裁判所判事・東京簡 河原 細矢 俊也 郁

(東京地方裁判所判事・東京簡 倉知 河村 泰久 浩

髙澤美有紀

同)同

易裁判所判事)同

同

同

小堀瑠生子

易裁判所判事)同

1 1

官

長 野 県

○議長選挙

者が選挙された。 山岸喜昭議長は、

○副議長選挙

の者が選挙された。 続木幹夫副議長は、 三月十三日辞職し、 同日次

公

押収物還付公告の取消

下記の押収物還付公告は取り消す。 令和7年4月2日 千葉地方検察庁検察官

被告事件 (平成30年領第3218号) 掲載平成30年(わ)第1444号住居侵入、強盗未遂 令和3年4月9日官報 (第470号) 12ページ4段

2. 住所 東京都江戸川区西一之江一丁目15番3 1. 供託者の商号 竹内 秀夫(竹内投資研究会)

3. 代表者の氏名 竹内 秀夫

5. 上記の者(登録番号関東財務局長(金商) 849号)の営業保証金につき金融商品取引法第 券監督第2課に提出されたい。 則別紙様式第5号による申出書に権利を有する 10月2日までに金融商品取引業者営業保証金規 31条の2第6項の権利を有する者は、令和7年 とを証する書面を添えて関東財務局理財部証

剋当手続から除斥される

関東財務局長 田淵

克幸

三月十三日辞職し、同日次の

依田

明善

中川

告

事 項

諸

金融商品取引業者営業保証金 取戻し公告

り次のように公示する。 閣府・法務省令第3号)第14条第2項の規定によ 金融商品取引業者営業保証金規則(平成19年内

4. 取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円

6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは 令和7年4月2日

金融商品取引業者営業保証金 取戻し公告

閣府・法務省令第3号)第14条第2項の規定によ り次のように公示する。 金融商品取引業者営業保証金規則(平成19年内

供託者の商号 福永 爲善(北浜流一郎)

2. 住所 神奈川県横浜市港北区日吉本町6丁目 54番16号

代表者の氏名 福头

博司

取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円

31条の2第6項の権利を有する者は、令和7年 ことを証する書面を添えて関東財務局理財部証 則別紙様式第5号による申出書に権利を有する 10月2日までに金融商品取引業者営業保証金規 2272号)の営業保証金につき金融商品取引法第 券監督第2課に提出されたい。 上記の者(登録番号関東財務局長(金商)第

6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、 配当手続から除斥される。

令和7年4月2日

関東財務局長 田涯

克幸

相続権主張の催告

出てください。 る者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し 次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張す

令和7年(家)第4003号

中央ビル2階法テラス宮古法律事務所 事務所岩手県宮古市大通4丁目4番22号宮古

申立人 中野

県宮古市、死亡年月日平成28年11月19日、出 の神公園仮設住宅2棟5号、死亡の場所岩手 の住所岩手県宮古市田の神2丁目4番3号田 生の場所岩手県釜石市、出生年月日昭和17年 本籍岩手県宮古市大通2丁目61番地5、最後 職業不明

催告期間満了日 令和7年10月31日 盛岡家庭裁判所宮古支部

亡 中村

<u>τ</u>

令和7年(家)第8162号

石川県小松市西町3番地 弁護士法人出口法 律事務所

申立人 杉本 昌之

本籍石川県加賀市山中温泉河鹿町ホ45番地 5、最後の住所石川県能美市緑が丘8丁目70 番地、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日 平成30年5月28日、出生の場所石川県江沼郡 山中町、出生年月日昭和37年6月7日、職業 不明

被相続人 亡 多嶋 清彦 催告期間満了日 令和7年10月31日

金沢家庭裁判所小松支部

令和7年(家)第4009号

高知県高岡郡中土佐町久礼6164番地1 申立人 川村 靖仁

本籍高知県吾川郡仁淀川町椿山432番地、最後の住所高知県吾川郡仁淀川町土居甲704番地2、死亡の場所高知県吾川郡仁淀川町、死亡年月日令和4年7月6日、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和23年4月25日、職業無職

被相続人 亡 平野 良一 催告期間満了日 令和7年11月12日 高知家庭裁判所須崎支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和6年(家)第134号

旭川市末広4条4丁目5番13号

申立人 柴田 大輔

本籍北海道旭川市台場3条1丁目249番地201、最後の住所旭川市台場3条1丁目7番 1号

不在者 小枝 好之 昭和30年8月29日生

届出期間満了日 令和7年7月25日

旭川家庭裁判所

令和6年(家)第3723号

山形県鶴岡市黒川字橋本207番地 申立人 遠藤 芳子 本籍山形県鶴岡市羽黒町手向字院主南65番地 10、最後の住所横浜市緑区長津田町1942番地 不在者 石井 和雄

昭和27年3月18日生

届出期間満了日 令和7年7月18日

横浜家庭裁判所

令和6年(家)第382号

兵庫県神戸市須磨区白川台2丁目45-2 白 川台住宅10号103室

申立人 山本 光吉

本籍兵庫県神戸市中央区生田町4丁目23番地、最後の住所神戸市中央区栄町通3丁目4-17

不在者 山本 靜江

昭和6年5月10日生

届出期間満了日 令和7年7月18日

神戸家庭裁判所

令和6年(家)第330号

青森県十和田市大字相坂字小林351番地2 申立人 佐倉 孝明

本籍青森県十和田市大字相坂字相坂39番地1、最後の住所申立人の住所に同じ

不在者 佐倉 キヱ

昭和8年12月10日生

届出期間満了日 令和7年7月11日

青森家庭裁判所十和田支部

令和7年(家)第3号

岩手県花巻市星が丘1丁目30番18号

申立人 高橋 正

本籍岩手県花巻市台第2地割108番地、最後 の住所岩手県花巻市星が丘1丁目30番18号

不在者 高橋 勇

昭和7年9月26日生

届出期間満了日 令和7年7月18日

盛岡家庭裁判所花巻支部

令和6年(家)第1353号

大阪府枚方市楠葉並木 2 -30-10-808 申立人 木下 惠子

本籍和歌山県海南市阪井623番地、最後の住 所京都府八幡市男山石城1番地B38-202

不在者 木下 周平 昭和24年2月28日生

届出期間満了日 令和7年7月22日

京都家庭裁判所

令和6年(家)第2119号

滋賀県大津市坂本5丁目13番1号 真盛園 申立人 磯部 明

本籍滋賀県大津市竜が丘1072番地14、最後の 住所京都府京都市中京区西ノ京勧学院町27番 地

不在者 磯部 辰雄

昭和15年4月5日生

届出期間満了日 令和7年7月22日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第429号

大阪府堺市西区浜寺元町6丁911番地4 申立人 山路 加代

本籍広島県福山市内海町1104番地1、最後の 住所大阪市東淀川区豊里6丁目21番12-206 号

不在者 岡崎 利昭

昭和25年12月19日生

届出期間満了日 令和7年7月14日

大阪家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第1027号

本籍北海道室蘭市大沢町2丁目228番地、最後の住所北海道虻田郡洞爺湖町

不在者 林喜志之助

大正2年10月2日生

令和7年3月8日失踪宣告審判確定

札幌家庭裁判所室蘭支部裁判所書記官

令和6年(家)第395号

本籍埼玉県春日部市米島1198番地、最後の住 所埼玉県春日部市米島1198番地

不在者 毛塚 勇

昭和18年10月3日生

令和7年3月8日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所越谷支部裁判所書記官

令和6年(家)第206号

本籍高知県香南市夜須町上夜須1250番地、最 後の住所高知県香南市夜須町上夜須1250番地 不在者 森岡 裕

个红有 林岡 竹

昭和15年8月18日生

令和7年3月8日失踪宣告審判確定

高知家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第63号

本籍熊本県上益城郡山都町上差尾972番地、 最後の住所熊本県上益城郡山都町上差尾972 番地

不在者 興梠 隆行

昭和30年4月15日生

令和7年3月8日失踪宣告審判確定

能本家庭裁判所高森出張所裁判所書記官

令和6年(家)第32号

本籍沖縄県国頭郡伊江村字西江上1914番地、 最後の住所沖縄県国頭郡伊江村字西江上1928 番地

不在者 山城 昇

昭和16年2月28日生

令和7年3月7日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所名護支部裁判所書記官

令和6年(家)第14号

本籍沖縄県宮古島市伊良部字国仲149番地、 最後の住所沖縄県宮古島市伊良部字国仲149 番地

不在者 多和田末子

昭和20年1月20日生

令和7年3月7日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所平良支部裁判所書記官

令和6年(家)第15号

本籍沖縄県宮古島市伊良部字国仲149番地、 最後の住所沖縄県宮古島市伊良部字国仲149 番地

不在者 多和田ウメ子

昭和15年8月12日生

令和7年3月7日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所平良支部裁判所書記官

令和6年(家)第21号

本籍沖縄県宮古島市伊良部字国仲149番地、 最後の住所沖縄県宮古島市伊良部字国仲149 番地

不在者 多和田貞子

昭和27年10月18日生

令和7年3月7日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所平良支部裁判所書記官

失踪官告取消

令和6年(家)第3929号

本籍広島県広島市安佐南区東原3丁目207番 地、住所大阪市西成区萩之茶屋1丁目4-20 715号

申立人(失踪者) 柴田 昌司 昭和34年1月7日生

令和7年3月12日失踪宣告取消審判確定 大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第62号

本籍神奈川県横浜市金沢区堀口7番、住所山 口県美祢市豊田前町10番地

申立人(失踪者) 長瀨 未佳

昭和58年9月2日生 令和7年3月11日失踪宣告取消審判確定

山口家庭裁判所船木出張所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有 価証券について公示催告をしたところ、定められ た下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権 利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出す る者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣 言する。

令和6年(へ)第2号

埼玉県熊谷市赤城町3丁目163番地7 申立人 株式会社東電工業社

代表者代表取締役 小暮 淳夫

権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月7日 令和7年3月10日 熊谷簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 2通

(1)手形番号 Z D27118

金額 10,000,000円

支払期日 令和6年11月20日

支払地 埼玉県行田市

支払場所 株式会社足利銀行行田支店

振出日 令和6年10月25日

振出地 埼玉県行田市桜町1丁目5番16号 振出人 小川工業株式会社 代表取締役 小川 貢三郎

受取人 株式会社東電工業社 最終所持人 申立人

(2)手形番号 Z D27119

金額 2.100,000円

(2)の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、 振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持 人は(1)の約束手形の記載に同じ

令和6年(へ)第7号

愛知県小牧市大字北外山620番地の1 申立人 株式会社トーエイ電機 代表者代表取締役 伊藤 博康

権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月10日 令和7年3月11日 静岡簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 1 涌

手形番号 B005293

金額 122,740円

支払期日 令和7年1月20日

支払地 静岡市

支払場所 株式会社みずほ銀行静岡支店

振出日 令和6年10月31日

振出地 静岡市

振出人 株式会社レント 代表取締役 岡田 朗

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和6年(へ)第32号

長崎県佐世保市白木町56番地3号

申立人 丸幸ラジエーターこと 中村 浦子

権利を争う旨の申述の終期 令和7年3月11日 令和7年3月12日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 1通

手形番号 A B 85306

金額 211.200円

支払期日 令和4年2月20日

支払地 大阪市

支払場所 株式会社りそな銀行大阪営業部

振出日 令和3年10月20日

振出地 白地

振出人 ヤンマー舶用システム株式会社 代表 取締役 吉村 仁

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和6年(へ)第5号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権 利について公示催告をしたところ、定められた下 記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は 権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前 記権利は失権する。

相模原市緑区原宿4丁目18番5号

申立人 小屋原恵子

権利の届出の終期 令和7年2月28日

令和7年3月10日

横浜簡易裁判所

(別紙) 目 録

1①土地 横浜市中区若葉町三丁目45番2

宅地 250.80m²

②土地 横浜市中区若葉町三丁目46番2

字地 419 07m²

③土地 横浜市中区伊勢佐木町五丁目126番2 宅地 272.57m²

4)建物

(一棟の建物の表示)

横浜市中区伊勢佐木町五丁目126番地、横 浜市中区若葉町三丁目46番地2、45番地2 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付 12階建

1 階 643.92㎡、2 階 519.34㎡、3 階 515.74m²、4 階 515.74m²、5 階 515.74m²、 6階 515.74㎡、7階 499.81㎡、8階 499.81㎡、9階 499.81㎡、10階 490.90㎡、 11階 479.90㎡、12階 36.18㎡、地下1階 $104.16m^{2}$

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 伊勢佐木町126番2の62 建物の名称 1006

種類 居宅

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建 床面積 10階部分 33.92㎡

2 登記年月日番号

- (1)①の土地につき横浜地方法務局平成10年7月 8日受付第26268号
- (2)②の土地につき横浜地方法務局平成10年7月 8 日受付第26269号
- (3)③の土地につき横浜地方法務局平成10年7月 8日受付第26270号
- (4)④の建物につき横浜地方法務局平成10年7月 8日受付第26271号及び同日受付第26272号
- 3登記した権利の内容
- (1)①ないし③の土地及び④の建物につき 登記の目的 根抵当権設定仮登記 原因 平成8年6月14日設定

極度額 金900万円

債権の範囲 金銭消費貸借取引

債務者 横浜市中区伊勢佐木町五丁目126番 地シャンボール伊勢佐木508号 荒木 清子

権利者 横浜市中区長者町五丁目68番地 武本 興昌

(2)④の建物につき

登記の目的 条件付賃借権設定仮登記 原因 平成8年6月14日設定(条件 同日根 抵当権確定後の被担保債権の不履行)

借賃 1月1㎡当り金10円

支払期 毎月末日

存続期間 満3年

特約 譲渡、転貸ができる

権利者 横浜市中区長者町五丁目68番地 武本 興昌

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第18号

神奈川県横須賀市佐原5丁目20番8号 債務者 有限会社フィールドオート 代表者取締役 水野 行浩

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 廣瀬 和之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年5月21日午前11

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第44号

愛知県豊橋市柳生町50番地 債務者 有限会社ヨゴホーム 代表者代表取締役 今泉 高典

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西村 和之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1 時30分

名古屋地方裁判所豊橋支部

Ŋ

令和7年(フ)第201号

横浜市泉区和泉町4192-3 債務者 株式会社G-FLEX 代表者代表取締役 矢田 剛

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 峯崎 雄大
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11 時50分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第127号

川崎市多摩区宿河原2丁目28番22号 債務者 株式会社エブリッジ 代表者代表取締役 板橋 克仁

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金川 昌平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前11 時

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第159号

川崎市川崎区夜光1丁目7番9号アミコム塩 浜508

債務者 アールズカンパニー株式会社 代表者代表取締役 圖司龍之介

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡部 源
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時10分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第1822号

埼玉県三郷市南蓮沼258、商業登記簿上の本 店所在地東京都江戸川区松江2丁目43番25号 債務者 株式会社グランド・ユニオン 代表者代表取締役 池田 猛

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後0時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 舘 彰男
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前11

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第371号

東京都西多摩郡瑞穂町石畑1575 債務者 東友精工株式会社

代表者代表取締役 工藤 健司

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 光明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10 時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第395号

東京都町田市木曽西3丁目1番地17、101 債務者 クロッシング合同会社 代表者代表社員 野添 恵吾

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長谷 正宏
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前11 時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1321号

東京都清瀬市野塩2丁目387番地9-921号 債務者 NEW style株式会社 代表者代表取締役 安野 智敬

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅谷 貴子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月22日午後1 時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第120号

神奈川県秦野市寿町3番11号 債務者 株式会社創美エクステリア 代表者代表取締役 澁谷 拓人

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11 時

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第5号

新潟県佐渡市下新穂475番地7 債務者 藤田建設興業株式会社 代表者代表取締役 藤田 豊美

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 江花 史郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
- 財産状況報告集会・一般調査・廃止息見場取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前10時

新潟地方裁判所佐渡支部破産係

令和7年(フ)第186号

京都市山科区栗栖野打越町48番4 債務者 株式会社イーステージ 代表者代表取締役 榎 康博

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 錦織 秀臣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後2 時45分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第21号

北海道上川郡新得町屈足旭町東4丁目4番地2

債務者 株式会社北富青果 代表者代表取締役 菅沼 岳史

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩田 明子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1 時30分

釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第154号

広島市東区牛田東2丁目4番3号 債務者 株式会社室積建設工房 代表者代表取締役 室積 秀典

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 寛之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1 時30分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第285号

福岡市南区大橋1丁目23番14号 債務者 株式会社enGu 代表者代表取締役 大段 賢朗

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩飽 梨栄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月22日午前11時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第404号

福岡市南区弥永5丁目12番3号 債務者 喜隆食品株式会社 代表者代表取締役 萩山 仁洋

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡本 成史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月29日午後1時30分

福岡地方裁判所第4民事部

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第388号

福岡市東区社領2丁目23番4号 債務者 合同会社TKSD 代表者代表社員 倉冨 香織

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 匠吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月5日午前11時30分

令和7年(フ)第376号

福岡県春日市ちくし台4丁目48 債務者 西部特殊機器株式会社 代表者代表取締役 大柳 照之

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 馬場 勝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月9日午後1時30分

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第35号

神戸市西区玉津町今津640番地の12 債務者 株式会社Fee1・One 代表者代表取締役 舩越 信好

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷神 禎尚
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月10日午前11時40分

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第219号

仙台市青葉区大町1丁目3番25号 債務者 株式会社リバーマウンテン 代表者代表取締役 三浦 公

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川﨑隆之介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月16日午前11時40分

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第23号

宮城県柴田郡川崎町大字今宿字立野東原17番 地

債務者 有限会社FORESTRY GAGA 代表者代表取締役 大宮志磨子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡部 雄介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月18日午前11時

仙台地方裁判所大河原支部

| 令和7年(フ)第58号

福島県須賀川市向陽町537番地 債務者 株式会社GAJA 代表者代表取締役 秋 成烈

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 町田 敦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月23日午後2時

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第72号

福島県須賀川市木之崎字北原2番地182 債務者 有限会社日向製作所 代表者代表取締役 八木沼昭夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 3 破産管財人 弁護士 高橋 金一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月23日午後1時30分

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ)第2118号

埼玉県新座市野火止8丁目14番29号 債務者 株式会社伸光堂西部販売 代表者代表取締役 三浦 仁

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松島 俊行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月23日午後2時40分

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第42号

長崎市田中町279番地4 債務者 株式会社山尾青果 代表者代表取締役 有田 安孝

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池内 愛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時

長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第47号

和歌山市上黒谷377番地 債務者 合同会社しんえい 代表者代表社員 生田 佳夫

- 1 决定年月日時 令和7年3月21日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡田 栄治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月26日午後1時35分 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第20号

徳島県板野郡北島町北村字大黒22番地の1 債務者 有限会社小林瓦店 代表者代表取締役 小林 降敏

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中川まな美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月26日午前10時30分

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ) 第1051号

大阪市中央区内平野町1丁目2番6号 債務者 株式会社大洋軒

代表者代表取締役 髙山 太郎

- 1 决定年月日時 令和7年3月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 戀田 |
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月30日午後1時50分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第19号

富山県黒部市宇奈月町音澤1387番地 債務者 株式会社喜泉閣 代表者代表取締役 坂井 泉

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 廣野 聡
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後3時

富山地方裁判所民事部

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第104号

兵庫県姫路市広畑区西蒲田642番地1 債務者 株式会社和南

代表者代表取締役 森田美和子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 文造
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月11日午前10時30分

令和7年(フ)第71号

愛媛県松山市一番町2丁目5番地25 グッド ウィンビル4階

債務者 株式会社BEEF. EATER 代表者代表取締役 井上 将悟

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加地 繁行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月17日午後1時45分

松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第960号

大阪市此花区梅香2丁目1番15号 債務者 株式会社隼

代表者代表取締役 岸田 善治

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 植村 淳子 大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第8号

鹿児島県奄美市名瀬真名津町9番7号 債務者 竹 憲助

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青松 淳紀
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前11 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

令和7年(フ)第46号

三重県四日市市笹川9丁目12番地15 債務者 後道 初雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長谷部拓哉
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10 時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第59号

大津市木の岡町41番6号、前住所大津市和邇 高城192番地の236

債務者 山田 貴子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木下 康代
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第121号

神奈川県秦野市寿町3番11号 債務者 游谷 拓人

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前11
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第126号

神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2817番地4 倩務者 石山 覚

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松下 純
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11
 - 6 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第162号

神奈川県平塚市土屋1283番地の2 債務者 木谷 隆志

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 甘粕 由磨
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第47号

盛岡市津志田南2丁目2番27号 コーポ津志 田105号、前住所盛岡市北松園3丁目13番7

債務者 砂子澤和之

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- ▶ 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破產管財人 弁護士 渡辺 正和

- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで | 令和7年(フ)第358号
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月13日午前10 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第51号

愛知県豊橋市城下町字築地の内15番地 債務者 神藤 純義

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤本 佳大
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前10 時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第64号

愛知県豊橋市平川南町91番地1 債務者 今泉 高典

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西村 和之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第55号

埼玉県所沢市若狭1丁目2969番地の1 ニューベルメゾン206

債務者 宮澤 辰男

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡本 聡治
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで | 令和7年(フ) 第585号
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1 時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで さいたま地方裁判所川越支部

札幌市豊平区平岸6条9丁目2番10-302号 債務者 松本 知伸

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中澤 拓郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第50号

茨城県土浦市田中3丁目1番30-404号 モ ア・リッシェル土浦タワーズ

債務者 森内 靖雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 26日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第59号

福島県須賀川市向陽町537番地

債務者 秋 成烈

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 町田 敦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 23日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係

横浜市港南区日野南6丁目24番10号

債務者 渡邉 瑠

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石山 晃成

- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月 27日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 会和7年5月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第316号

東京都八王子市北野町519番地12メゾン・ ド・オンブラージュ316号

債務者 藤田 悠雅

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 末次 弘明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月 27日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第377号

東京都小平市学園東町2丁目14番7号アネッ クス・パート Π102

債務者 田中裕美子

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 明子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月 28日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第170号

川崎市中原区宮内2丁目13番28号

債務者 原 直希

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋奈津子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 3 日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

| 令和7年(フ) 第91号

静岡県沼津市原817番地の4 キャプテン コート南富士204

債務者 渡邉 浩司

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本多 裕子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 5日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第32号

栃木県小山市大字大行寺984番地 メゾン思 水A棟102号、前住所埼玉県熊谷市桜木町1 丁目9番地4

債務者 山口 正志

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小野民樹子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 24日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(フ)第16号

松江市横浜町73番地、住民票上の前住所松江 市古志原5丁目8番32号

債務者 野原 百世

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小西 碧
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月 24日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第322号

東京都東村山市青葉町1丁目13番地23 債務者 池田 太郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 淳子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 | 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 1 日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第548号

横浜市南区南吉田町2丁目17番地 債務者 白石 仁

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 和田 真美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 2 日午後 2 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第566号

横浜市瀬谷区阿久和南1丁目25番地10 債務者 丸山 信広

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉澤幸次郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月 7 日午後 2 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第38号

鳥取県鳥取市立川町5丁目260番地17 債務者 安本 剛敬

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松下 敬志
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前10
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第97号

福岡市南区大楠1丁目3番33号 シティベー ル大楠201号

債務者 増本 英高

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河野 翔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月27日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第208号

福岡市東区和白3丁目14番12-102号 ソー サ和白3丁目、前住所鹿児島県霧島市国分広 瀬 3 丁目13番34号

債務者 藤田 雅子

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 國丸 知宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月20日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月8日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2200号

福岡県春日市天神山7丁目11番地 レジデン ス御幸ケ丘ヒルズ106号

債務者 青山 研太

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柴本 啓志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月23日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第143号

福岡県糟屋郡志免町別府西3丁目9番1一 203号

債務者 吉田 直子

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浜田 輝彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月20日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第431号

福岡市西区小戸1丁目19番3-202号 タウ ンハウスカルシア小戸C棟

債務者 藤田 圭郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中川 佳宣

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月15日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第223号

福岡市西区愛宕3丁目5番1号 ヴェルセン チュリー205号

債務者 奥原 千恵

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前園 健司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月30日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第291号

福岡市早良区内野1丁目23番1-105号 市 営内野第1旭ヶ丘

債務者 西村 絵未

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤村 和正
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月30日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第304号

福岡市東区馬出6丁目9番13-302号 吉山 ビル

債務者 森 麻里

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田上 雅之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月27日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第189号

福岡県那珂川市道善3丁目71番地 清水タウ ンC102号

債務者 別府 広美(旧姓常岡)

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安河内涼介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月27日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 福岡地方裁判所第4民事部

4

令和7年(フ)第20号

鹿児島県薩摩川内市永利町4134番地 県営永 利ホープタウン35号

債務者 杉下 浩市

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 細谷 文規
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月20日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年(フ)第362号

大阪府門真市元町25番15-103号、前住所福岡市城南区別府5丁目7番403号 弓の馬場ビル

債務者 樋口 雄亮

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 庄島 純平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月20日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第286号

福岡市城南区樋井川4丁目31番4号、前住所福岡市博多区諸岡4丁目10番11号

債務者 大段 賢朗

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩飽 梨栄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月22日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第405号

福岡県大野城市畑ケ坂1丁目2番10号 債務者 萩山 仁洋

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡本 成史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月29日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第130号

岡山県真庭市影143番地、前住所岡山県岡山 市北区三野2丁目10番43号

債務者 有松 正人

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 一馬
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 岡山地方裁判所津山支部

令和6年(フ)第131号

岡山県真庭市影143番地

債務者 有松 祐子

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 一馬
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 岡山地方裁判所津山支部

令和6年(フ)第2120号

福岡県古賀市花見南2丁目10番5-504号、前住所福岡県古賀市薬王寺1024番地7 債務者 梅津 英輝

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 船越 高寿
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月30日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第389号

福岡市東区松田3丁目8番18-801号 葉山マンションII、前住所福岡市東区松田3丁目24番8-1107号 ロワールマンション箱崎II債務者 倉冨 香織

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 匠吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月5日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第390号

福岡市東区松田3丁目8番18-801号 葉山マンションII、前住所福岡市東区松田3丁目24番8-1107号 ロワールマンション箱崎II債務者 倉冨 隆志

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 匠吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第45号

群馬県太田市脇屋町229番地9 債務者 鈴木 征一

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川田 篤
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月17日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第15号

新潟県上越市浦川原区小蒲生田460番地 債務者 杉田 早苗

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 樽澤 広和
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 新潟地方裁判所高田支部

令和7年(フ)第4号

和歌山県日高郡由良町大字門前531番地の6 債務者 楠本 伸一

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 博章
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月26日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 和歌山地方裁判所御坊支部

令和7年(フ)第295号

福岡市博多区住吉4丁目7番18-502号 サヴォイバンヤンツリー

債務者 藤井 望

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岐部 智光

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月27日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第377号

福岡県春日市ちくし台4丁目48番地 債務者 大柳 照之

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 馬場 勝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第129号

宮城県黒川郡大和町吉田字芳野沢64番地の3 債務者 堀籠喜美夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂口真理子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月30日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第206号

令和5年12月9日までの住所 仙台市青葉区 東勝山2丁目23番27号メゾン・ビート102 債務者 佐藤 智美(平成12年6月27日生)

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐保 貴大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月13日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第197号

横浜市神奈川区上反町2丁目27番地1 パ ティオフラットヨコハマ205号

債務者 伊藤 晃朗

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 朝陽
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月21日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第128号

広島市東区戸坂桜上町15番31-6号 債務者 広島スフィーダテニスクラブこと 藤 木 浩一

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 妹尾 重代
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月18日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2号

代替住所A (旧住所 東京都世田谷区上馬 4-36-15 クレール上馬201)

債務者 友利 俵大

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平田 達彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年5月27日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 那覇地方裁判所名護支部

令和7年(フ)第40号

茨城県つくば市大砂247番地159 e-スマイル大砂D号

債務者 渡邊 翔太

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井関 光博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月26日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第5号

滋賀県長浜市桜町335番地

債務者 川越 定幸

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 陽一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月24日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 大津地方裁判所長浜支部破産係

令和6年(フ)第1189号

神戸市垂水区北舞子1丁目1番43号 債務者 稲葉 一司

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高木佐和子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月4日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第72号

愛媛県松山市小坂5丁目4番7-3号 債務者 井上 将悟

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加地 繁行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第76号

愛媛県松山市西石井5丁目12番24号 グリーンパーク西石井201号

債務者 久保 拓海

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加地 繁行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月7日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間

令和7年(フ)第56号

函館市堀川町13番2号

債務者 辻本 儀範

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 函館地方裁判所

令和7年(フ)第74号

函館市昭和4丁目44番14号 債務者 高田ちなみ

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 函館地方裁判所

令和7年(フ)第78号

函館市榎本町22番11号 宇佐川アパート 2 F右

債務者 工藤 清貴

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 函館地方裁判所

令和7年(フ)第347号

さいたま市北区宮原町4丁目95番地5 ラフィーネ宮原108号室

債務者 小柴かすみ

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第148号

山口県宇部市北小羽山町1丁目5番12-302 号

債務者 竹田 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 山口地方裁判所字部支部

令和7年(フ)第188号

東京都小平市小川東町2丁目4番205号 債務者 中山キミ子

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第119号

埼玉県新座市馬場 4 丁目12番58-502号 債務者 細江優美恵

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第348号

埼玉県蕨市中央5丁目19番17号 ステュー ディオ蕨202号

債務者 松井 直美

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第55号

埼玉県草加市弁天1丁目7番7-106号 債務者 田中 由香

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第89号

埼玉県吉川市大字保802番地7 債務者 岩田 華奈

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第118号

埼玉県越谷市北越谷1丁目5番28号 債務者 河村 清藏

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第123号

埼玉県春日部市藤塚1297番地9 債務者 尾形 恒二

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第141号

埼玉県草加市吉町4丁目8番24号 サニーコート吉町II-101号

債務者 西尾 秀和

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第142号

埼玉県草加市吉町4丁目8番24号 サニーコート吉町II-101号

債務者 西尾 珠美

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第179号

埼玉県越谷市大沢1696番地 債務者 尾ケ井千尋

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第37号

岡山県倉敷市玉島乙島2260番地 2 債務者 髙田 由希

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和5年(フ)第1620号

大阪府高石市西取石 3 丁目 5 番24号 破産者 宮脇 拓未

- 1 決定年月日 令和7年3月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第985号

福岡市東区筥松 4丁目 4番31-403号 エバーライフ筥松第一

破産者 大類 誠

- 1 決定年月日 令和7年3月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。

福岡地方裁判所第4民事部

4 主文 破産者について免責を許可する。

令和6年(フ)第1196号

福岡市東区二又瀬12番 2 号 セントラルビル 3 -301

破産者 橋本 聖二

- 1 決定年月日 令和7年3月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第5号

秋田県山本郡三種町志戸橋字大木台125番地 5

破産者 北林 鉄美

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所能代支部

令和5年(フ)第1967号

福岡市南区柳瀬1丁目3番10号 破産者 廣田久寿美

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第693号

福岡市博多区千代4丁目23番20号 破産者 吉田 太郎

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第776号

福岡県大野城市仲畑 1 丁目 3 番26—103号 グランドライン II

破産者 渡邊 祐介

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第883号

福岡市早良区田村4丁目5番7-505号 市営田村住宅 7棟

破産者 小林 理恵

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(フ)第1201号

仙台市宮城野区幸町 2 丁目23番 8 -403号 破産者 那須野 毅

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第358号

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3046番地3、旧住所埼玉県越谷市東大沢5丁目11番地15 破産者 竹内 弘道

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第359号

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3046番地3、旧住所埼玉県越谷市東大沢5丁目11番地15 破産者 竹内佐和子

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係

2

令和6年(フ)第10号

愛媛県大洲市河辺町河都2045番地 破産者 梅木 基成

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所大洲支部

令和6年(フ)第921号

福岡県太宰府市御笠 4丁目1番22号、開始決 定時の住所福岡県糸島市志摩久家1689番地7 破産者 鎌田 幸次

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1020号

福岡県宗像市三倉22番28号 アサヒハイツ 201号、前住所福岡市南区曰佐 2 丁目17番11ー 502号 エイルヴィラ・クレアテュール井尻 南 Π

破産者 高下 一弘

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

| 令和6年(フ) 第27号

青森県黒石市ちとせ2丁目22番地 高樋ア パート102号、開始決定時の住所青森県黒石 市追子野木1丁目242番地14

破産者 里村 智幸

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所弘前支部

令和6年(フ)第127号

青森県弘前市大字宮園2丁目1番地1 ハウスタケモリC号

破産者 三浦 尚子

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所弘前支部

令和6年(フ)第2573号

神奈川県鎌倉市岩瀬1丁目21番10-1号 破産者 高橋 聖佳

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部

| 令和5年(フ)第77号

長野県北安曇郡池田町大字池田4225番地 破産者 山本 政彦

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所松本支部

令和6年(フ)第653号

静岡県榛原郡吉田町住吉773番地の1 破産者 八木 一

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第4号

和歌山県日高郡由良町大字網代3-7、住民 票上の住所和歌山県日高郡由良町大字里1365 番地の1

破産者 魚三商店こと 中野 為雄

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所御坊支部

令和6年(フ)第823号

広島市中区立町1番12-303号 破産者 牛丸 廣行

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

破産債権の届出期間及び一般 調査期日

令和6年(フ)第2513号

横浜市中区錦町 5番地 本牧ポートハイツ10 号棟314号室

破産者 長谷川哲也

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 2 一般調査期日 令和7年5月7日午後2時 令和7年3月25日

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1842号

名古屋市千種区千種3丁目28番15号 シティハイツ吉川102号

破産者 都筑 一

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月24日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月17日午後2時 令和7年3月24日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1948号

北海道石狩市花川北1条1丁目2番地5 ビレッジハウス石狩1-105

破産者 岩崎 健次

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月3日午後2時15 分

令和7年3月24日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第261号

北海道旭川市春光6条3丁目5番9号 破産者 伊藤 聖子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 2 一般調査期日 令和7年6月12日午後2時20 分

令和7年3月25日 旭川地方裁判所民事部

令和6年(フ)第303号

北海道上川郡美瑛町西町4丁目2番2号 破産者 松島 勝

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 2 一般調查期日 令和7年6月19日午後2時 令和7年3月24日 旭川地方裁判所民事部

令和6年(フ)第2219号

兵庫県川西市美園町7番4号、前住所兵庫県 川西市西多田2丁目29番17-2号 破産者 窪田 開拓

- 1 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 2 一般調查期日 令和7年6月9日午後2時40

令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第3803号

大阪市福島区野田2丁目16番29 西野田住宅308号室、開始決定時大阪市福島区大開2丁目10番8号 山崎アパート 201号 破産者 森重公美子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月2日まで
- 2 一般調查期日 令和7年6月5日午後2時20

令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第371号

代替住所A(旧住所 滋賀県湖南市石部東1 丁目2番18—503号)

破産者 松井真一郎

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで
- 2 一般調查期日 令和7年6月18日午前10時40 分

令和7年3月24日 大津地方裁判所民事部

令和5年(フ)第525号

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字佐左ヱ門886番地 破産者 岡本 安正

- 1 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで
- 2 一般調査期日 令和7年7月4日午後3時 令和7年3月24日

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和6年(フ)第388号

宮崎県西都市大字三宅9465番地5 破産者 株式会社悠惠フーズ

異議申述期間 令和7年5月7日まで

令和7年3月25日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第2818号

大阪市中央区久太郎町1丁目2-7 破産者 株式会社アールワイ

異議申述期間 令和7年5月19日まで 令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第2832号

大阪市大正区鶴町1丁目5番24号 破産者 宮井隆太郎

異議申述期間 令和7年5月19日まで 令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4700号

大阪府東大阪市末広町18番2号 破産者 宮尻 正博

異議申述期間 令和7年5月19日まで 令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5186号

大阪府八尾市中田4丁目145番地の1 共栄 ハイツ101号

破産者 フラワー柏原こと 寺西 和善 異議申述期間 令和7年5月19日まで 令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5187号

大阪府八尾市中田4丁目145番地の1 共栄 ハイツ101号

破産者 寺西 正子

異議申述期間 令和7年5月19日まで 令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第4号

沖縄県浦添市内間4丁目17番3号 清算株式会社 株式会社創遊建築企画 代表清算人 工藤 武士

- 1 決定年月日 令和7年3月18日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を 命ずる。

那覇地方裁判所民事第3部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第3号

徳島県板野郡北島町鯛浜字西中野91番地4 清算株式会社 株式会社JM 代表清算人 和田 郁生

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 次の協定を認可する。 協定

第1 通則

- 1 用語の定義
- (1) 共益的債権

清算株式会社の解散日(同日を含む。) 以降の原因によって生じた債権で、清算 株式会社が清算結了するまでに要する共 益目的の費用をいう。

(2) 優先債権

清算株式会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる 債権及び一般の先取特権その他一般の優 先権がある債権をいう。

(3) 解散日

清算株式会社の解散日である令和5年 5月31日をいう。

(4) 本件弁済日 本協定第3、2(1)に定める弁済日をい う。

- (5) 徳島大正銀行 株式会社徳島大正銀行をいう。
- (6) 日本政策金融公庫 株式会社日本政策金融公庫をいう。
- 2 弁済に関する通則的事項
- (1) 本協定に定める弁済額の算定の際に生じる1円未満の端数は、切り上げる。

- (2) 本協定に定める弁済は、原則として、 清算株式会社が、各協定債権者より指定 を受けた銀行口座宛に振り込む方法によ り支払う。この場合、振り込み手数料は 清算株式会社の負担とする。なお、協定 債権者が弁済期日の3日前までに銀行口 座の指定をしないときは、清算人代理で ある弁護士西村直樹(大阪弁護士会所属) の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務 所大阪事務所(大阪市中央区北浜3丁目 2番12号北浜永和ビル5階)においてこ れを行うものとし、この弁済を受けるに 要する交通費等の諸費用は協定債権者の 負担とする。
- 3 本協定の効力発生の時期 本協定は、本協定の認可決定の確定によ り効力を生ずる。
- 第2 共益的債権及び優先債権の取扱い 共益的債権及び優先債権は随時、全額を 弁済する。
- 第3 協定債権の取扱い
- 1 協定債権の概要

協定債権の額及び協定債権者の数は次のとおりである。

①協定債権の額

情権総額 1億0943万9882円 内訳 元本 1億0458万6995円 解散日までの利息及び損害金

解散日の翌日以後の損害金

額未定

485万2887円

②協定債権者の数 5名

2 協定債権者の弁済 清算株式会社は、協定債権につき、以下 のとおり弁済する。

(1) 弁済日

本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌月の末日限りとする。

(2) 弁済額

協定債権者に対する弁済額は次のとおりとする。

- ア 弁済総額 金250万円
- イ 算定方法
- (ア) 徳島大正銀行、日本政策金融公庫 及び徳島県信用保証協会に対する弁 済額

250万円を弁済額算定における弁済基礎金額とし、和田郁生及び横山枝美子を除く全ての協定債権者の有する協定債権の額の内、元本債権額に下表記載の各金額を加算した額を基準債権額として、基準債権額の割合に応じて算定した額を弁済額とする。

【協定債権者名】 【加算額】 徳島大正銀行 312万3346円 日本政策金融公庫 197万4480円 徳島県信用保証協会 540万2176円 (イ) 和田郁生及び横山枝美子に対する 弁済額

和田郁生及び横山枝美子に対する 弁済額は、いずれも0円とする。

- ウ 各協定債権者への個別弁済額 前イに定める弁済額の算定方法に基 づく各協定債権者に対する弁済額は、 別紙弁済額等一覧表中「弁済額」欄に 定めるとおりである。
- 第4 債務免除

協定債権者は、本協定の認可決定の確定 日をもって、協定債権の内、各協定債権者 への個別弁済額を除く、すべての残元本債 権、利息及び損害金並びにその他一切の債 権について免除する。

- 第5 新たな財産が発見された場合
- 1 本協定の認可決定日の翌日以降に新たな 清算株式会社所有の財産が発見された場合 は、清算株式会社は速やかにこれを換価し、 その換価の完了までに発生済み又は今後の 発生が見込まれる共益的債権及び優先債権 を控除し、なお残余があるときはこれを弁 済原資として、本件弁済日の1週間前まで に換価が完了したときは本件弁済日に、本 件弁済日の1週間前の翌日以降に換価が完 了したときはその換価が完了した日から1 か月以内に、本協定第3、2(2)イで定めた 基準に応じ、各協定債権者に対して弁済す る。
- 2 前項に定める弁済がなされたときは、当 該弁済額の範囲で協定債権者は第4に定め る免除を撤回する。

(別紙省略)

徳島地方裁判所民事部

再生計画認可

令和6年(再)第9号

埼玉県春日部市備後西5丁目1番44号 再生債務者 株式会社N管財(旧商号株式会社 日本ヒューマンサポート)

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再 生計画には、民事再生法174条2項各号に該当 する事由はない。

令和7年3月19日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止

令和6年(再)第10号

東京都北区堀船1丁目1番2-2405号 再生債務者 久野 義博

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には民事再生法 191条3号に定める事由がある。

令和7年3月19日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

│令和7年(再イ)第6号

愛知県稲沢市下津北山1丁目3番地 プレミアムフォート稲沢513

再生債務者 碓氷 考将

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令 和7年4月21日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第14号

愛知県江南市木賀東町新塚72番地3 再生債務者 大野 晶弘

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月14日から令 和7年4月21日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第16号

愛知県江南市赤童子町桜道141番地1 再生債務者 住田 綾菜

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令 和7年4月22日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第13号

千葉県市原市郡本1丁目132番地1 再生債務者 古坂 智哉

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令 和7年5月9日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第12号

愛知県一宮市花池4丁目5番20号 藤和シ ティコープ花池303号

再生債務者 中田 零輝

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月18日から令 和7年4月25日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第3号

岡山県勝田郡勝央町勝間田402番地3 再生債務者 杉原 浩司

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月18日から令 和7年4月25日まで

岡山地方裁判所津山支部

令和7年(再イ)第4号

岐阜県高山市丹生川町新張606番地1 (前住所) 岐阜県高山市新宮町3329番地 ガーデンハイツ105号

再生債務者 今井 智美(旧姓仲田)

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令 和7年5月7日まで

岐阜地方裁判所高山支部再生係

令和6年(再イ)第236号

福岡市西区北原1丁目14番22-102号 フェリオ

再生債務者 本間 直也

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令 和7年4月28日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第32号

福岡市博多区博多駅東3丁目15番16-803号 リファレンスリバーサイド

再生債務者 藤江 弘

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令 和7年4月28日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第277号

福岡県朝倉市美奈宜の杜7丁目4番6号 再生債務者 小正 明史

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年4月30日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第312号

福岡県糸島市荻浦5丁目7番1号 (202) 再生債務者 外山 文子

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令 和7年4月30日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第34号

福岡市博多区月隈2丁目20番1-302号 光ハイツ302号

再生債務者 藤木 耕二

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令 和7年4月30日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第4号

三重県津市藤方1699番地 コーポシーサイド I 201号

再生債務者 江川 誠

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年5月7日まで

津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第26号

神戸市垂水区舞多聞西7丁目2番2号 再生債務者 篠川 智也

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令 和7年5月7日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和6年(再イ)第354号

福岡市西区石丸3丁目1番34-401号 サンリヤン姪浜

再生債務者 野見山 元

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令 和7年4月30日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第3号

群馬県太田市藤久良町31番地5 再生債務者 和田 康平

よる再生手続を開始する。

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令 和7年5月23日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(再イ)第5号

群馬県太田市下浜田町125番地12 再生債務者 井上ホベルト英樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令 和7年5月23日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(再イ)第29号

京都市伏見区向島庚申町10番地 インペリア ルパレスリバーサイド209号

再生債務者 谷本みさき

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令 和7年5月12日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第3号

大阪府羽曳野市古市6丁目15番19号 再生債務者 眞銅 和広

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令 和7年5月16日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和6年(再イ)第361号

福岡県糟屋郡志免町桜丘1丁目37番2号 再生債務者 守永 博之

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで | **令和7年(再イ)第2号**
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令 和7年5月14日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第5号

宮城県角田市佐倉字一本木町3番地1 再生債務者 残間 歩夢

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令 和7年5月19日まで

仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(再イ)第4号

群馬県前橋市元総社町947番地56 再生債務者 小池 勇司

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令 和7年5月26日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第3号

山口県山陽小野田市大字郡1593番地1エタン ヴィラージュB 101号

再生債務者 小野谷興業こと 小野谷 誠

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令 和7年5月7日まで

山口地方裁判所宇部支部

令和7年(再イ)第4号

福岡県八女郡広川町大字日吉803番地1 エ アリーヴィラ弐番館102号

再生債務者 古庄 幸市

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令 和7年5月7日まで

福岡地方裁判所八女支部個人再生係

宮崎県都城市妻ケ丘町22街区4号 再生債務者 谷口東二郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令 和7年5月12日まで

宫崎地方裁判所都城支部

令和6年(再イ)第574号

大阪市此花区高見3丁目6番1号 再生債務者 中川 竜一

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令 和7年5月13日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第5号

大阪府守口市寺方本通2丁目6番3号 105 号室(申立時の住所大阪府寝屋川市中神田町 16番9-202号)

再生債務者 山本 敬士

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令 和7年5月13日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第79号

大阪府八尾市八尾木東3丁目37番地の47 再生債務者 平山商店こと 平山 智章

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令 和7年5月13日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第10号

栃木県小山市大字向野311番地3 再生債務者 田嶋 智明

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令 和7年5月16日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(再イ)第15号

兵庫県尼崎市東塚口町1丁目8番18号アーイ 塚口520(前住所)兵庫県伊丹市中野東1丁 月313番地1

再生債務者 田村 陽平

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令 和7年4月30日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第2号

佐賀県唐津市鏡新開73番地 ムーンリバーC 103号

再生債務者 神保原健吾

- 1 決定年月日時 令和7年3月10日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令 和7年4月28日まで

佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(再イ)第20号

埼玉県比企郡川島町大字中山1202番地1 再生債務者 池谷 梓

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令 和7年5月7日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第4号

兵庫県西宮市甲子園町18番1-309号 再生債務者 宇多村浩司

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月18日から令 和7年5月2日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第14号

札幌市中央区南17条西16丁目5番6-805号 再生債務者 河野 一則

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令 和7年5月7日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第213号

埼玉県川口市上青木西1丁目5番24号 再生債務者 伴場 幸將

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令 和7年5月8日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第13号

埼玉県朝霞市浜崎4丁目6番2号 再生債務者 山川 裕督

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令 和7年5月8日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第22号

千葉県市原市大厩1800番地343

再生債務者 四戸 悠太

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令 和7年5月12日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第23号

千葉県市原市椎の木台2丁目28番地1 再生債務者 中井 真樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで | 令和6年(再イ)第75号
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令 和7年5月12日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第30号

千葉県浦安市堀江5丁目2番41-502号 K EY'S浦安

再生債務者 佐々木悠祐

- 1 决定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令 和7年5月12日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第23号

名古屋市北区中味鋺1丁目407番地の1 ル ミエール101号

再生債務者 櫻井佐知子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令 和7年4月28日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第85号

愛知県みよし市黒笹町唐沢71番地

- 再生債務者 加納 功一
- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令 和7年4月28日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第12号

愛知県西尾市羽塚町寅山49番地6

再生債務者 中村 拓実

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月21日から令 | 令和7年(再イ)第4号 和7年4月28日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

岐阜県関市側島660番地 再生債務者 櫻井 庄次

よる再生手続を開始する。

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令 和7年5月12日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第16号

爱媛県松山市泊町734番地

再生債務者 尾茂田 将

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令 和7年4月30日まで

松山地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第50号

沖縄県島尻郡南風原町字兼城395番地1 フ ミーマンション2-C

再生債務者 小波津腎二

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令 和7年5月7日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(再イ)第156号

神戸市須磨区権現町1丁目4番1号 アド マーニ302号室

再生債務者 横井 大空

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令 和7年5月9日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

岡山市中区湊303番地12 再生債務者 清宗久美子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令 和7年5月8日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第7号

宮城県黒川郡大郷町中村字屋舗33番地の14 再生債務者 大友 隆幸

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令 和7年5月19日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第4号

埼玉県深谷市戸森623番地

再生債務者 浅石 誠

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令 和7年5月26日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第52号

東京都江戸川区南篠崎町2-17-5 再生債務者 髙橋 則子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令 和7年5月26日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再口)第3号

富山県射水市寺塚原260番地4

再生債務者 塚本 弘樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令 和7年5月7日まで

富山地方裁判所高岡支部

令和7年(再イ)第13号

福井県越前市横市町第30号6番地 フローリッシュ・ヴィラ101

再生債務者 南部 正斉

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月2日から令 和7年5月12日まで

福井地方裁判所

令和7年(再イ)第6号

京都市右京区西院坤町97番地再生債務者 小林 正剛

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令 和7年5月8日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第4号

和歌山県橋本市高野口町大野160番地の4 再生債務者 伊都 昌樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令 和7年5月15日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第6号

松江市灘町232—1

再生債務者 原 美祈

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令 和7年5月12日まで

松江地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第11号

広島県廿日市市大野原2丁目7番29-1号 再生債務者 武智 晃平

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令 和7年5月12日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第13号

佐賀市東与賀町大字飯盛1833番地29 再生債務者 西村 秀樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令 和7年5月12日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(再イ)第1号

佐賀県唐津市鏡新開102番地3

- 再生債務者 山口 英次
- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生に よる再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令
- 4 一般異議申述期間 令和7年5月7日から令 和7年5月14日まで

佐賀地方裁判所唐津支部

小規模個人再生による書面決 議に付する決定

令和6年(再イ)第68号

岐阜県関市大杉329番地 1 カステリンニョ 103号室

再生債務者 中谷 政之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで

令和7年3月19日

岐阜地方裁判所

令和6年(再イ)第352号

愛知県あま市甚目寺郷前50番地 フェニック ス郷前201号

再生債務者 奥野 雄司

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 11日まで

令和7年3月21日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第3号

宮城県気仙沼市駒形30番地3 再生債務者 小野寺博也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで

会和7年3月24日

仙台地方裁判所気仙沼支部

令和6年(再イ)第163号

埼玉県北本市中丸5丁目218番地 再生債務者 海老原浩一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで

令和7年3月24日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第21号

千葉県山武市埴谷1561番地31

再生債務者 小倉 健一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで

令和7年3月24日

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和6年(再イ)第167号

名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割 3673番地

再生債務者 遠藤 麻美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで

令和7年3月24日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第322号

愛知県津島市西愛宕町2丁目18番地1 再生債務者 近藤 晴美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月14日まで

令和7年3月24日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第342号

名古屋市千種区池下1丁目2番19号 山八第 ービル507号

再生債務者 此島 宏之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで

令和7年3月24日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第29号

大分市富士見が丘東2丁目20番15号 再生債務者 溝邉 貴博

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで

令和7年3月24日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(再イ)第7号

秋田県由利本荘市石脇字田尻野 9 番地43 再生債務者 小山内貴広

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで

令和7年3月25日

秋田地方裁判所本荘支部再生係

令和6年(再イ)第60号

埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入711番地1 再生債務者 杉山眞由美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで

令和7年3月25日

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(再イ)第130号

東京都あきる野市雨間670番地3 再生債務者 山田 義夫

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月3日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで

令和7年3月25日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(再イ)第157号

東京都三鷹市上連雀8丁目6番23号ヴィラ. アイダB-102

再生債務者 長谷川 隼

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで

令和7年3月25日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(再イ)第85号

静岡県島田市湯日3619番地

再生債務者 岡田 倫之

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで

令和7年3月25日

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第6号

大分県佐伯市大字狩生3048番地 再生債務者 上杉 和也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで

令和7年3月25日 大分地方裁判所佐伯支部

令和6年(再イ)第38号

沖縄県島尻郡渡嘉敷村字阿波連116番地の1 第四阿波連団地 202号

再生債務者 湖城 勉

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 18日まで

令和7年3月21日

那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(再イ)第230号

札幌市白石区中央1条3丁目2番31-504号 再生債務者 関東 聖矢

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月21日まで

令和7年3月24日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第31号

群馬県高崎市あら町2番地2 コアシティあら町6-C号

再生債務者 後藤 大介

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日 前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(再イ)第41号

群馬県高崎市上里見町2504番地1 再生債務者 柴山 裕幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日 前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(再イ)第95号

埼玉県所沢市小手指南5丁目18番地の14 再生債務者 齋藤 啓仁

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第109号

埼玉県所沢市東狭山ケ丘2丁目704番地の1 堀之内宿舎6-407

再生債務者 川口 竜二

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第118号

埼玉県川越市脇田本町17番地1 (ファイン レジデンス川越WEST402号室)

- 再生債務者 村田 和彦
- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月15日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日

さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第52号

福井県あわら市二面第20号13番地2 再生債務者 河原 淳夫

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日

福井地方裁判所

令和6年(再イ)第55号

福井県南条郡南越前町東大道第16号31番地の 1

再生債務者 岡本 直樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日

福井地方裁判所

令和6年(再イ)第69号

滋賀県湖南市石部北1丁目6番10-21号 再生債務者 山本 寿

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日

大津地方裁判所民事部再生係

令和6年(再イ)第71号

大津市千町2丁目15番8号

再生債務者 飯田板金こと 飯田 智達

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日

大津地方裁判所民事部再生係

令和6年(再イ)第75号

大津市滋賀里3丁目9番19号 再生債務者 木村 友哉

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日

大津地方裁判所民事部再生係

令和6年(再イ)第357号

大阪府高槻市芝生町1丁目3番9号 再生債務者 樋地 佳子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第451号

大阪府八尾市恩智北町2丁目4番地の1 サンハイムモリグチ201号

再生債務者 藤枝 理

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第551号

大阪市淀川区加島 3 丁目11番53-802号 再生債務者 松村佐代子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日

· 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第130号

大阪府大阪狭山市大野台6丁目12番8号 再生債務者 寺田 智彦

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和6年(再イ)第46号

和歌山市宇田森102番地1

- 再生債務者 竹中 芳次 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日

付け再生計画案

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

Ø

묲

令和6年(再イ)第20号

沖縄県うるま市字田場309番地1 川原団地 3 - 404

再生債務者 名嘉山美鈴

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月31日 付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和6年(再イ)第335号

福岡県筑紫野市紫5丁目22番12-203号 再生債務者 大坪 宥太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月7日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 7日まで

令和7年3月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第316号

福岡県糟屋郡志免町王子4丁目12番10号 再生債務者 今針山 潤

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月10日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月8日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで

令和7年3月18日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第338号

福岡市東区唐原7丁目5番17-302号 エト ワール 7

再生債務者 安井 将史

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月8日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで

令和7年3月18日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第353号

福岡市中央区黒門7番22号 再生債務者 河賀 裕也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 | 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日 | 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月8日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで

令和7年3月18日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第204号

福岡市南区若久1丁目26番28-405号 ファ ミーユ・ルポ

再生債務者 川添 浩司

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月12日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月9日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで

令和7年3月19日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第106号

岡山市中区清水414番地20 サンプロスパー ガルデン102号

再生債務者 渡邊 智鶴

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 11日まで

令和7年3月21日

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第323号

福岡市西区内浜2丁目17番5-105号 ベル ハイム姪浜

再生債務者 辻村 秀尊

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 11日まで

令和7年3月21日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第346号

福岡県朝倉郡筑前町森山303番地 ビスター リアD棟 203号

再生債務者 松鳥 竜也

- 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 11日まで

令和7年3月21日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第359号

福岡市東区香椎台4丁目13番3-2号 テラ ス山手涌り五番館

再生債務者 宮﨑 真也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 11日まで

令和7年3月21日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第60号

新潟市東区豊1丁目10番5号12 再生債務者 白旗 悠也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月14日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで

令和7年3月24日 新潟地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第8号

福岡県田川市大字伊田1218番地1 再生債務者 尾﨑 正

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月18日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 18日まで

令和7年3月21日 福岡地方裁判所田川支部

令和6年(再イ)第22号

青森県黒石市大字髙舘字甲花岡26番地1 再生債務者 大平 頌司

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月21日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日 青森地方裁判所弘前支部

令和6年(再イ)第29号

山口市下小鯖802番地4 庭司苑七番館201号 再生債務者 岡田圭一郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月21日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日

山口地方裁判所

令和6年(再イ)第35号

香川県高松市亀田南町339番地11 再生債務者 寺岡 浩佑

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月21日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 21日まで

令和7年3月24日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(再イ)第17号

青森県八戸市大字大久保字長沢8番地68 再生債務者 山内 知樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月27日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月28日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 28日まで

令和7年3月24日

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和6年(再イ)第84号

再生債務者 東郷 浩也

兵庫県尼崎市杭瀬北新町3丁目19番9号co smic square303

1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案

- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月11日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 11日まで

令和7年3月21日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和6年(再イ)第123号

神戸市須磨区道正台1丁目1番7-601号 再生債務者 箱上 早苗

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月14日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで

令和7年3月24日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和6年(再イ)第82号

兵庫県西宮市津門川町5番16号

再生債務者 勝永 哲康

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月14日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで

令和7年3月24日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和6年(再イ)第137号

北九州市小倉南区横代北町2丁目7番16—103号

再生債務者 山下 拓海

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月14日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで

令和7年3月24日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(再イ)第42号

秋田県南秋田郡五城目町久保字上川原186番 地2

再生債務者 石井 悟

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月20日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月15日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月15日まで

令和7年3月25日

秋田地方裁判所民事第2部

| 令和7年(再イ)第1号

兵庫県尼崎市武庫町1丁目40番8-402号 再生債務者 酒井 克実

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月15日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで

令和7年3月25日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和6年(再イ)第11号

茨城県日立市東大沼町4丁目3番21-1号 再生債務者 藤田 和孝

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月3日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月16日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで

令和7年3月19日 水戸地方裁判所日立支部

| 令和7年(再イ)第1号

兵庫県伊丹市池尻7丁目128番地1 セレブ コート武庫川201号

再生債務者 植田 実果

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月18日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 18日まで

令和7年3月25日

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和6年(再イ)第33号

高知県南国市岡豊町笠ノ川128番地2 再生債務者 山下 学

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月22日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 22日まで

令和7年3月25日

高知地方裁判所民事部個人再生係

令和6年(再イ)第40号

高知県土佐市高岡町乙21番地5、(旧住所) 高知県土佐市高岡町乙264番地2 ハイツ岩 郷B棟101号

再生債務者 久松 祐也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月19日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月22日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 22日まで

令和7年3月25日

高知地方裁判所民事部個人再生係

令和6年(再イ)第10号

福岡県大牟田市明治町2丁目52番地1 レオパレスシャーウッドの森303号

再生債務者 若松 真樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4月22日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 22日まで

令和7年3月25日

福岡地方裁判所大牟田支部

令和6年(再イ)第7号

鹿児島県指宿市山川福元6208番地

再生債務者 前蘭 仁

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月22日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 22日まで

令和7年3月25日

鹿児島地方裁判所知覧支部

小規模個人再生による再生手 続廃止

令和6年(再イ)第136号

京都市山科区四ノ宮神田町36番地3 ハーモニーテラス四ノ宮神田町101

再生債務者 小西 英司

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。

令和7年3月25日

京都地方裁判所第5民事部再生係

給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

令和6年(再口)第1号

宮城県気仙沼市本吉町大椚59番地 再生債務者 金野 義行

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月 28日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日

仙台地方裁判所気仙沼支部

令和6年(再口)第1号

佐賀市蓮池町大字小松338番地29 再生債務者 松尾 晃治

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月 3日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和7年4月14日まで 令和7年3月24日

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和6年(再口)第14号

仙台市宮城野区小田原1丁目9番12号へリオス皿-207(従前の住所)仙台市青葉区栗生 3丁目15番地の5

再生債務者 岩井 佳枝

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月 19日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年4月15日まで 令和7年3月25日

仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再口)第3号

茨城県高萩市大字島名2239番地の2 アミ ティーK203

再生債務者 大森 晃太

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月 19日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年4月16日まで 令和7年3月19日 水戸地方裁判所日立支部

 \mathcal{O}

給与所得者等再生による再生 計画認可

令和6年(再口)第10020号

東京都八王子市散田町2-48-13 再生債務者 阿里 健太

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 会和7年3月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再口)第16号

札幌市豊平区西岡3条1丁目1番1-703号 再生債務者 河野 智彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月25日

札幌地方裁判所民事第4部

所有者不明十地及び建物管理 命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建 物について所有者不明土地管理命令及び所有者不 明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土 地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命 令をすることについて異議があるときは、届出期 間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてくだ さい。届出がないときは、上記の管理命令がされ ることになります。

令和6年(チ)第7号

大阪府藤井寺市道明寺5丁目3番39号 申立人 増田 友美

(最後の住所地) 鳥取県鳥取市河原町天神原 235番地

(不動産登記記録上の住所) 鳥取市河原町天 神原235番地

不明所有者 亡倉信收相続財産

(不動産登記記録上の氏名) 倉信收

届出期間満了日 令和7年5月21日

令和7年3月21日 鳥取地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 鳥取市河原町天神原字天神土居 地番 235番

地目 宅地

地積 1071.07平方メートル

(倉信收持分 3分の1)

2 所在 鳥取市河原町天神原字天神土居 235 番地

家屋番号 235番

種類 居宅

構浩 木浩草葺平家建

床面積 154.05平方メートル

附属建物

符号 6

種類 倉庫

構造 十蔵造瓦葺2階建

床面積 1階 20.28平方メートル 2階 20.28平方メートル

符号 9

種類 物置

構造 木蔵瓦葺2階建

床面積 1階 94.93平方メートル 2階 64.96平方メートル

符号 10

種類 居宅・物置

構造 木蔵瓦葺2階建

床面積 1階 26.13平方メートル 2階 28.47平方メートル

符号 11

種類 浴室・便所

構造 木蔵亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 10.62平方メートル

符号 12

種類 事務所・物置

構造 木蔵亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 15.79平方メートル

符号 13

種類 車庫

構造 木蔵亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 25.97平方メートル

(倉信收持分 3分の1)

3 所在 鳥取市河原町天神原字天神土居 235 雅雅

家屋番号 235番の1

種類 倉庫・作業場

構造 鉄骨造石綿スレート 葺2 階建

床面積 1階 217.75平方メートル 2階 207.90平方メートル

附属建物

符号 1

種類 物置・便所

構造 コンクリートブロック造石綿スレート 葺平家建

床面積 6.15平方メートル

(倉信收持分 3分の1)

所有者不明土地管理命令に関 する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地につい て所有者不明土地管理命令の申立てがあったの で、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管 理命令をすることについて異議があるときは、届 出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をして ください。届出がないときは、上記の管理命令が されることになります。

令和7年(チ)第2号

大阪府泉南郡熊取町小垣内3丁目21番18号 申立人 株式会社金田佛心社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 大阪府泉南郡熊 取町大字小垣内1633番地

所有者 義本 安

届出期間満了日 令和7年5月19日

令和7年3月19日

大阪地方裁判所岸和田支部

(別紙) 物件目録

1 所在 大阪府泉南郡熊取町小垣内三丁目

地番 1598番3

地目 宅地

地積 29.09平方メートル

会社その他の公告

4年公批

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 継して存続しては解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある順権者は、本公告閥 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

你 臣 七 田 田 田 二 田

東京都港区六本木四丁目三番一一号六本木 エニハウスニニニ言号

(甲) 合同会社ひきつぼし

代表社員 山内 良起 東京都港区麻布十番一丁目二番七号ラフィ

水麻布→梅七○→号室 (乙) 合同会社婦津見八海 代表社員 山内 良起

非公进的

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を 承継して存続し、乙は解散することにいたしまし たので公告します。

この合併については福岡県知事の認可を得てお ります。

この合併に対し異議のある遺権者は、本公吉掲 載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

你在力計回車11日

福码県大牟田市大字田隈九丘()番地一

(甲) 医療法人シーエムエス

理事長 汐 選三

福岡県大牟田市大字宮部一七二番地の一

(乙) 医療法人福寿会

理事長 衫 趣[1]

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割によりつくる地所株式 会社(乙、住所東京都港区六本木一丁目六番一号) の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継するこ とにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は欠のとおり です。

- (甲)確定した最終事業年度はありません。
- (N) https://tsukuru-jisho.co.jp/

令的七年四月二日

東京都港区六本木一丁目六番一号

フジケンアセット妹式会社

代表取締役 髙崎 将充

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたし ました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

你阳七年回月二日

埼玉県春日部市樋堀三九六番地四

台司会社上, ひ, D

连

代表社員 中屋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたし ました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二日

静岡県沼津市市道町八---1

イン・サーチ・オブ・エクセレンス・ア

ンド・エレガンス合同会社

代表社員 忪蔭 1111

組織変更公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 当社は、 令和七年四月二日 ビル三〇一 ペラッド Add Wisteria 大阪市天王寺区生玉町一一―二四生玉小谷大阪市天王寺区生玉町一一―二四生玉小谷 株式会社に組織変更することにいたし

組織変更公告

ました。 とします。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 当社は、 組織変更後の商号は株式会社アシストビジネス

香川県丸亀市原田町二二二九番地二

資本金の額の減少公告

権を行使することができる株主全員の書面による 千九十円減少し、一千万円として減少する資本金 会の決議(会社法第三一九条第一項に基づく議決 の全部を資本準備金とすることにいたしました。 効力発生日は令和七年五月七日であり、株主総 は令和七年四月七日付けを予定しておりま 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

官

https://altiri.jp/notice 和七年四月二日

ポートサイドタワー二二階西 千葉県千葉市中央区問屋町一番三五号千葉

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 千七百八十円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を一億二千四百九十三万二 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

株式会社に組織変更することにいたし です。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ 和七年四月二日

代表社員 岡田 公宏アシストビジネス合同会社

社は、資本金の額を一億六千九百九十九万三

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

代表取締役 新居 佳英株式会社アルティーリ

資本金の額の減少公告

です。

掲載頁 二十七頁掲載の日付 令和七年三月三日掲載紙 日刊工業新聞

東京都渋谷区渋谷一丁目一五番一二号

(締役 浅倉 健吾 株式会社ネイリー

代表取締役

百二十八万四千五百七十七円減少することにいた六百七十五円、資本準備金の額を三十四億七千二 しました。 資本金及び準備金の額の減少公告 当社は、資本金の額を二億五千百四十九万九千

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和六年十一月十二掲載紙 日刊工業新聞

日

令和七年四月二日 掲載頁 十一頁 住友不動産永田町ビル一階東京都千代田区永田町二丁目一七番三号

代表取締役 土岐 ユニファ株式会社 泰之

基準日設定につき通知公告

当てを受ける株主と定めましたので公告します。 る株式一株を二株とする株式分割により株式の割日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有す当社は令和七年四月十八日を基準日と定め、同 令和七年四月二日

代表取締役 新田 隆祐 東京都新宿区富久町七番一二号AKビル

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました当社は、令和七年四月十八日付で株券を発行す定款変更につき通知公告 ので公告します。 令和七年四月二日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

北海道帯広市西九条南二十七丁目一四番地 株式会社ウィネット 博行

定款変更につき通知公告 代表取締役 藤岡

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました当社は、令和七年四月十七日付で株券を発行す ので公告します。 なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月二日 フォレシア十一階 東京都江東区豊洲三丁目二番二四号豊洲

ダイアログ・セミコンダクター株式会社 代表取締役 迫間 幸介

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました ので公告します。 当社は、令和七年四月十七日付で株券を発行す

令和七年四月二日 なお、同日に当社の株券は無効となります。

エシェロン・ジャパン株式会社

代表取締役 迫間 幸介

で公告します。 旨の定款の定めを廃止することにいたしましたの 当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する

令和七年四月二日 なお、同日に当社の株券は無効となります。 長崎市伊良林一丁目二番三一号 株式会社西村商会

ソブラーリア一〇一号室 最後の住所京都市伏見区竹田西内畑町二番地 本籍京都市伏見区納所薬師堂一番地一八七、

ときは弁済から除斥します。 申し出をして下さい。右期間内にお申し出がない 者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の 限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺 続人は令和七年三月二十八日京都家庭裁判所にて

の司法書士事務所 京都市山科区東野門口町三七番地五

令和七年四月二日

限定承認者春井雄策

限定承認公告 本籍京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字

(原稿誤り)

ないときは弁済から除斥します。 求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出が 受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請 にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び その相続人は令和七年三月十四日京都家庭裁判所 右被相続人は令和六年十二月二十二日死亡し、 被相続人 亡 西川 敏子

定款変更につき通知公告

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号豊洲

フォレシア十一階

定款変更につき通知公告

限定承認公告

代表取締役

西村

蔵

右被相続人は令和六年九月四日死亡し、その相被相続人 亡 春井 行雄

いそ

成年後見人 司法書士 磯野 志行

集女町中海道一五番地の一 砂田一九番地一、最後の住所京都府向日市物

令和七年四月二日

大阪府枚方市楠葉並木二丁目三〇番一〇— 一七〇一号 限定承認者 西川

真市

任意清算公告

この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲 財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 当社は、解散して、総社員の同意により定めた

令和七年四月二日

茨城県日立市助川町一丁目七番一三号

代表社員 合名会社佐藤呉服店 佐藤雄市郎

債権申出の公告(第二回)

債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年 斥します。 い。右期間内にお申し出がないときは清算から除 四月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さ より終了したので、 日確定給付企業年金法第八十四条第一項の規定に 当規約型確定給付企業年金は、令和七年三月一 当規約型確定給付企業年金に

令和七年四月二日

七号 愛知県名古屋市昭和区鶴舞四丁目一六番二 医療法人交正会確定給付企業年金 山内 智雄

正 誤

ページ 段 行 誤 正

邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定す ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連 の国際的な努力に我が国として寄与するために講 第二十七号(ウクライナをめぐる国際平和のため る件の一部を改正する件) 令和七年一月十日(号外特第一 号) 外務省告

欄労働の部 (印刷誤り) 七二上 令和七年三月十日(号外第四十七号)官庁報告 <u></u> " | 七~八 | 七~八 | 2 0 六 2 0 六 (最低工賃の改正決定に関する公示) |||-Profflab LLC;|-LLC Profflab; 2 り 六